

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

### （目次） 看護学研究科看護学専攻（M）

#### 【大学等の設置の趣旨・必要性】

##### 1. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しの根拠としてアンケート調査結果が示されているが、在学生へのアンケート結果における「卒業後すぐに進学を希望する」人の年次を考慮すると、入学定員に対する学生確保が十分とは認められないことから、学生確保の見通しについて、より具体的かつ明確に説明するとともに、その根拠を明示すること。また、看護学分野における研究力や教育力を有する人材の育成を目的として掲げているが、知多半島におけるニーズについて、併せて具体的に説明すること。（是正事項） ----- p. 1-13

##### 2. <入学者選抜の設定趣旨が不明確>

入学者選抜の方法として、一般入学試験と社会人特別選抜試験を設けているが、社会人特別選抜試験の選抜方法が一般入学試験の選抜方法とほぼ同様にもかかわらず、区別して設ける意義・必要性が不明確であることから、各選抜試験にて受入れを想定している人材像とアドミッション・ポリシー、出願資格の整合性を含め、選抜方法の在り方について明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。また、「入学定員の1/3（3～4名）を学部からの直接進学者とすること」を想定しているが、当該想定と入学者選抜の方法の関係性が不明確であることから、併せて明確に説明すること。（是正事項） ----- p. 14-20

##### 3. <学びやすさにつながる環境整備方法の有効性が不明確>

学生確保に向けた具体的な取組状況の中で挙げられている「ティーチング・アシスタント（TA）制度の導入や、地域の医療機関でのパート就業支援など」が、「学部からの直接進学者の学びやすさにつながる環境整備」として有効なものか不明確であることから、明確に説明すること。（改善事項） ----- p. 21

##### 4. <出願資格認定方法が不明確>

社会人特別選抜試験の出願資格について、「4年制大学を卒業後、出願時まで3年以上の看護職（助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を必要とする看護職）としての実務経験がある者と同等の資格があると大学が認めた者」とあるが、具体的な資格認定方法が不明確なため、アドミッション・ポリシーとの整合性も含めて明確に説明すること。（改善事項） ----- p. 22-26

## 【教育課程等】

### 5. <大学院設置基準第14条に定める教育の実施の有無が不明確>

基本計画書には特に記載はないものの、時間割が夜間開講のみとなっていることから、本課程が大学院設置基準第14条に定める方法により教育を行う場合に該当するのではないかとの疑義があるため、確認の上、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項) ----- p. 27

### 6. <教育目的の達成のための方策が不明確>

看護学分野における研究力や教育力を有する人材の育成を目的として掲げているにも関わらず、「専門職養成教育及び技術教育の特性を知り、適切な教育方法及び効果評価に関する知識と実際を学修」する「看護教育特論」が必修ではなく選択科目となっているなど、教育目的を達成するために適切な教育課程が編成されているか不明確である。人材育成方針やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと編成された教育課程の整合性について明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。(是正事項) ----- p. 28-34

### 7. <研究科目の授業計画等が不明確>

研究科目の授業計画等について、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに、必要に応じて修正すること。(是正事項) ----- p. 35-50

(1) 「特別研究」の研究指導体制について、指導教員の専門領域がシラバス上に明示されておらず、各領域における適切な指導体制が担保されているのか不明確であることから、明確に説明すること。また、当該科目の講義内容が、限定的な課題設定となっているものが含まれているように見受けられることから、課題設定の適正性についても併せて明確に説明すること。

(2) 「特別研究」について、シラバス上に授業計画が明示されておらず、修士論文の作成プロセスとの関係性が不明確である。また、係る研究指導と、関連性が高い他の科目(特論・実践論・演習)とが具体的にどのように展開されるかが不明確であることから、これらについて具体的に説明すること。

(3) 研究科目である「特別研究」を除き、全ての科目の授業形態が講義形式となっており、看護研究者や看護教育者の育成を目的とする本研究科の授業計画として適正なものか疑義がある。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を含め、授業計画の適正性について明確に説明すること。

8. <学修目標の適正性が不明確>

シラバスにおける「学習目標」について、例えば、「地域看護学特論」の「学習目標」として掲げている「1. 日本の保健医療福祉の動向について理解できる。」や「2. 地域看護の歴史的変遷を通して、地域看護を取り巻く保健医療福祉施策が理解できる。」など、大学院課程にふさわしい水準となっているか疑義があることから、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに照らして、学修目標の適正性について明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。(改善事項) ----- p. 51-53

9. <履修しやすい時間割となっているか不明確>

時間割が夜間開講のみとなっているが、必ずしも社会人とは限らない学生にとって、履修しやすい時間割となっているか疑義があることから、教員の負担等にも配慮した無理のない時間割となっているかも含めて明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。(改善事項) ----- p. 54

(是正事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

1. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しの根拠としてアンケート調査結果が示されているが、在学生へのアンケート結果における「卒業後すぐに進学を希望する」人の年次を考慮すると、入学定員に対する学生確保が十分とは認められないことから、学生確保の見通しについて、より具体的かつ明確に説明するとともに、その根拠を明示すること。また、看護学分野における研究力や教育力を有する人材の育成を目的として掲げているが、知多半島におけるニーズについて、併せて具体的に説明すること。

(対応)

『卒業後すぐに進学を希望する』人の年次を考慮すると、入学定員に対する学生確保が十分とは認められない」とのご指摘につきましては、以下に説明を加え、該当箇所について修正・追記いたします。

2018年12月に実施した本学看護学部の在学生向けアンケート調査において、「卒業後すぐに進学を希望する」と回答した3年生(現4年生)が2名、4年生(現時点では既卒)が2名おり、また、愛知県内の本学近隣の25の医療機関および保健所等に勤務する看護職のうちの1,100名を対象としたアンケート調査において、「進学したい」と回答した看護職が4名との結果が得られたことなどから、本研究科への一定程度の進学希望者がいることを説明しておりましたが、入学定員に対する学生確保が十分とは認められない、とのご指摘を受けましたので、以下のように改めて調査を行いました。

2019年6月に本学看護学部の4年生に対するアンケート調査を行い、その結果、4名から「卒業後すぐに進学を希望する」との回答が得られました。また、同様に2019年6月に看護管理者(25医療機関)および看護専門学校教務主任(15校)に対する意向調査を行い、本研究科への受験推薦者について17機関・学校から少なくとも29名の推薦があるとの回答が得られました。

この2019年6月に行った調査結果に加え、現時点で本学看護学部卒業生2名から受験希望が示されているほか、上記以外の受験希望者4名から個別の問合せがあり、他大学在学中で卒業後に直接進学を希望する学生などの受験も予想されます。

以上のように、在学生(現4年生)4名の進学意向、看護管理者および看護専門学校教員に向けて行った調査より29名の推薦が得られたこと、そのほか卒業生2名、他大学等4名から受験希望の個別の問合せがあるなど、計39名の進学意向が示されており、入試における一定の倍率を確保できる見込みがあるとともに、入学定員10名の確保は十分可能であると考えます。

以下に、入試区分ごとに想定される受験者の予想数を記載します。

- 1) 日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験の受験希望者：
  - ・在学生4名(2019年6月 在学生向けアンケート調査) ※一部、一般入試受験の可能性あり
  - ・卒業生2名(個別の問合せ)
- 2) 一般入学試験の受験希望者：
  - ・4名(卒業生・アンケート対象者以外での個別の受験希望者・問合せ)
- 3) 社会人特別選抜入学試験の受験希望者：
  - ・29名(2019年6月 看護管理者・看護専門学校教務主任からの推薦)

入試区分／ 調査等対象	在学生 (4年生)	本学卒業生	他大学等	看護管理者 等(推薦)	計	定員想定
本学特別推薦入試	4名	2名			4～6名	2名
一般入学試験			4名		6～8名	2名
社会人入学試験				29名	29名	6名

※本学特別推薦入試：日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験、社会人入学試験：社会人特別選抜入学試験

一方で、中長期的・恒常的な学生確保の見通しについては、2018年12月に行った在学生向けアンケート調査において、1年生（現2年生）、2年生（現3年生）からそれぞれ4名、5名の「卒業後すぐに進学を希望する」との回答があったこと、同調査で22名が「将来的に進学を希望する者」と回答したこと、2018年12月実施の看護職対象のアンケート調査において、46名が「進学を検討したい」と回答したことから、中長期的・恒常的な学生の確保においても十分な需要があると考えます。また、2019年6月に行った看護管理者等に対する意向調査において、本研究科への受験推薦者があると回答した17機関・学校のうち、次年度以降も「継続して推薦ができる」との回答が7件あり、この点からも今後の学生確保が可能であるものと考えられます。

「看護学分野における研究力や教育力を有する人材の育成を目的として掲げているが、知多半島におけるニーズについての説明が不足である」というご指摘については、具体的な説明が不足しておりましたので、以下のように説明するとともに資料を追加します。

知多半島は愛知県の2次医療圏としては「知多半島医療圏」と位置づけられており、病院は19病院（全県324施設の約6%）、保健所は2施設が所在しています。その中の公的病院は国立長寿医療研究センター（大府市、383床）、あいち小児保健医療総合センター（大府市、200床）、半田市立半田病院（半田市、499床）、常滑市民病院（常滑市、267床）、公立西知多総合病院（東海市、468床）、厚生連知多厚生病院（美浜町、259床）があり、一般病床及び療養病床の既存病床数は全体で3,266床となっています（愛知県地域医療保健計画、2018年3月）。

一方、四年制大学における看護基礎教育が急増する傾向の中、この知多半島医療圏に属する5市5町には2015年度に本学看護学部が開設されるまでは、看護系学部を有する大学は存在せず、看護系の大学院教育も行われておりませんでした。2015年、本学と同時に大府市に看護系大学が1校設置され現在に至っておりますが、大府市は鉄道路線などの交通網の範囲においては知多半島地域内の流通が少ないため、この地域の住民からは、必ずしも利便性がよいとは言えず、このような物理的な要因からも本学への大学院教育への期待が高まっていると言えます。

前述の知多半島内の6つの公的病院のうち、5病院が本学看護学部の臨地実習病院であり、また、6病院すべての看護スタッフと個々の教員とが共同研究を行うなど、日常的な関係性の構築も図られています。今回のご指摘を受け、改めて知多半島地域に所在する4病院の看護局長・部長への、本学看護学研究科設置に関する要望や期待などについてヒアリングを実施し、その結果の概要を以下に示します。

4看護局長・部長全員が共通して指摘している「必要としている人材」は、「今後ますます専門分化していく中で、各看護領域における看護学の体系化に参画できる研究力や、その浸透を図る教育力を有する人材」であり、さらには「施設内外における多職種連携や地域との連携を主体性をもって実践できる人材養成」が本学に期待されていることが改めて確認できました。また、昨今の医療事情に関連して、在宅管理を要する患者や家族の自己管理能力がより重要視されるようになってきていることから、それを支援できるような看護者の指導力や、看護職内におけるスタッフ教育が必須であり、チームの核となって看護を機能させるための、研究力や教育力を持つ人材へのニーズが語られており、本学研究科への期待が大きいことが示されました。

また、本学の看護実践研究センターが行っているセミナーや研修への、知多半島地域の看護職の参加状況からも地域におけるニーズがうかがわれます。同センターは2015年の本学部開設と同時に設置され、活動を開始しましたが、2015年度～2018年度の4年間において開催した研修・講座（全34回開催）には、延べ1,158名の参加者（医療機関の看護職、大学・大学院・専門学校の教員・学生など）があり、その中でも実践現場における看護研究の具体的方法などを入門的に学ぶ「研究方法セミナー」（9回開催）には、延べ573名の参加がありました。その所属施設を地域別にみると、知多半島内の医療機関、大学・専門学校等に所属する参加者が延べ192名で全体の33.5%を占め、また、本学のある東海市に隣接する名古屋市の各区や西三河地域からの参加者を含めると約60%を占めていることから、同地域における看護職の研究に対する学びのニーズが高いことが確認されています。参加者へのアンケートの回

答からは「テーマのしぼりこみ方がわかりやすかった」「研究を行う予定なので、基礎が学べてよかった」「実際の事例に対する質疑でイメージができた」「学会発表に役立つ内容だった」など、シリーズ化してテーマを絞って行っている内容に対する活用が示唆されていました。なお、看護実践研究センターの各研修は、各施設が行う院内研修としても指定され、数か所の施設がラダー研修の一部として活用しています。また、本学看護学部教員に対して、学部開設以来、医療機関や市町等からの看護研究指導及び講師依頼が多数寄せられ、出張講義や個別指導を行ってきています。

さらに、看護実践研究センターでは、医療機関の看護職や看護専門学校の教員を対象とした看護教育に関わる、「実習指導」や「TBL」などをテーマとした教育に関するセミナー（10回開催）を開催しており、延べ300名の参加がありました。その所属施設を地域別にみると、知多半島内の医療機関、大学・専門学校等に所属する参加者が延べ126名で全体の42.0%を占め、隣接する名古屋市の各区や西三河地域からの参加者を含めると約65%を占めていることから、この地域の看護職からの本学の看護教育への期待が示されています。参加者へのアンケートの回答からは「看護基礎教育のカリキュラムについて、改めて学ぶことができた」「実習指導の視点がわかりやすかった。実習指導に生かしたい」「最近の学生の傾向を知ることができた」など、具体的な学びや活用の可能性などが記載されていました。

以上のように、知多半島地域を中心とする本学近隣地域の本学に対する研究指導や教育に関する学習に対してのニーズや期待が示されている中、現時点では看護学研究科が設置されていないため、看護実践研究センターでの研修への参加によって学習機会を得ていると思われ、本学の看護学研究科の設置は、より本格的に深く看護学を学びたいと考えている看護職のニーズに応えることにつながると考えます。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (3 ページ)

新	旧
<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(略)</p> <p>2) 看護学研究科設置の趣旨及び必要性 <u>(1) 社会的背景・地域特性からみた必要性</u></p> <p>(略)</p> <p>本学が所在する知多半島地域は5市5町からなるが、その地域特性や人口動態と健康ニーズは、それぞれの市町においてかなり異なる。例えば、本学東海キャンパスのある東海市は、名古屋市に隣接したベッドタウンであると同時に、市の一角を工場地帯が占めているため、比較的若い住民も多く、健康ニーズとしては生活習慣病予防やがん対策などがあげられる。一方、本学美浜キャンパスがある美浜町や南知多町では、過疎化とともに高齢化率が上昇し、在宅高齢者に対する支援をはじめ、いわゆる地域包括ケアへのニーズが非常に高い地域でもある。看護学部設置直後から、これら地域のそれぞれの事情に伴う要望を受けて、すでに地域の</p>	<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(略)</p> <p>2) 看護学研究科設置の趣旨及び必要性 <u>(1) 社会的背景・地域特性からみた必要性</u></p> <p>(略)</p> <p>本学が所在する知多半島地域は5市5町からなるが、その地域特性や人口動態と健康ニーズは、それぞれの市町においてかなり異なる。例えば、本学東海キャンパスのある東海市は、名古屋市に隣接したベッドタウンであると同時に、市の一角を工場地帯が占めているため、比較的若い住民も多く、健康ニーズとしては生活習慣病予防やがん対策などがあげられる。一方、本学美浜キャンパスがある美浜町や南知多町では、過疎化とともに高齢化率が上昇し、在宅高齢者に対する支援をはじめ、いわゆる地域包括ケアへのニーズが非常に高い地域でもある。看護学部設置直後から、これら地域のそれぞれの事情に伴う要望を受けて、すでに地域の</p>

自治体や各方面の多様な各専門職と看護学部との共同研究が活発に行われているが、今後さらにこのような連携が求められるものと推測する。知多半島地域に所在する主要な4病院の看護局長・看護部長への本学看護学研究科（仮称）設置に関する要望や期待などについてのヒアリングの結果からは、「必要としている人材」として、「今後ますます専門分化していく中で、各看護領域における看護学の体系化に参画できる研究力や、その浸透を図る教育力を有する人材」が共通して挙げられており、さらには「施設内外における多職種連携や地域との連携を主体性をもって実践できる人材養成」が本学に期待されていることが改めて確認された。また、昨今の医療事情に関連して、この地域で特に注目される、在宅管理を要する患者や家族の自己管理能力の向上のためには、それを支援できるような看護者の指導力や、看護職内におけるスタッフ教育が必須であり、チームの核となって看護を機能させるための、研究力や教育力を持つ人材へのニーズがあげられていた。

（「学生の確保の見通し等を記載した書類【資料編】〈資料13〉参照）

以上のような状況を反映して、本学看護学部教員に対して、開設以来、医療機関や市町等からの看護研究指導及び講師依頼が多数寄せられ、出張講義や個別指導を行ってきている。同様に、本学看護実践研究センターが毎年数回にわたって開催している研究方法セミナーや教育関連のセミナーには多くの医療機関従事者、大学・専門学校教員などの参加がある。2015年度～2018年度の4年間において開催した研修・講座（全34回開催）には、延べ1,158名（医療機関の看護職、大学・大学院・専門学校の教員・学生など）が参加している。その中でも実践現場における看護研究の具体的方法などを入門的に学ぶ「研究方法セミナー」（9回開催）には、延べ573名の参加があり、その約60%が本学のある知多半島内や近隣の名古屋市や西三河地域の医療機関、大学・専門学校等に所属する参加者であった。同様に、教育関連セミナーにも300名の参加があり、同地域における看護職の研究や教育に対する学びのニーズが高いことが確認されている。なお、看護実践研究センターの各研修は、病院施設との調整・連携に

自治体や各方面の多様な各専門職と看護学部との共同研究が活発に行われているが、今後さらにこのような連携が求められるものと推測する。

また、本学看護学部教員に対して、開設以来、医療機関や市町等からの看護研究指導及び講師依頼が多数寄せられ、出張講義や個別指導を行ってきている。同様に、本学看護実践研究センターが毎年数回にわたって開催している

「研究方法セミナー」には多くの医療機関従事者、大学・専門学校教員などの参加がある。なお、看護実践研究センターの各研修は、病院施設との調整・連携によって、各施設が行う院内研修としても指定され、数か所の施設がラダー研修の一部として活用している。このように、すでに本学の看護研究指導や研修に対する高い活用実績がしめされている。

こうした地域の多様な健康ニーズや看護研究研修の依頼・セミナーへの参加状況等から推察すると、本研究科に対しては、全ての専門領域における看護全体のボトムアップへの期待が高いものと考えられる。そこで、本研究科では、教育課程の編成を、看護学基礎教育と同様の7看護学領域とし、全ての専門領域において大学院学生（以下「院生」とする）を指導できる体制とした。このことにより、既に看護職者として活動している修士課程進学希望者にとっては、自らの研究領域の選択が容易になり、修士課程への進学を加速させるものと推察する。

以上のように、本学看護学研究科の設置は、地域ニーズに対する社会的役割を果たすためには必要不可欠なものであり、看護職者が自らの看護課題の探求を生涯にわたって継続できるような研究力や教育力を有する人材の育成をもって、本地域への貢献を果たしていくことができると確信する。

<p>よって、各施設が行う院内研修としても指定され、数か所の施設がラダー研修の一部として活用している。このように、すでに本学の看護研究指導や研修に対する高い活用実績がしめされている。（「学生の確保の見通し等を記載した書類【資料編】〈資料 14〉参照）</p>	
---	--

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (1 ページ)

新	旧
<p>1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況</p> <p>1) 学生の確保の見通し</p> <p>(1) 定員充足の見込み</p> <p>(略)</p> <p>2018年12月に、本研究科への進学希望について本学看護学部在校生408名(回答367名)と、愛知県内の病院・保健センター等に従事する看護職1,100名(回答674名)を対象に調査を実施した。</p> <p>本学看護学部在校生に対する調査&lt;資料6&gt;では、「日本福祉大学看護学研究科(仮称)に進学をしたいと思いますか」の問いに対し、「卒業後すぐに進学を希望する」は4年生が2名、3年生が2名、2年生5名、1年生4名であった。さらに同じ問いに対し「将来的に進学を希望する」は4年生が7名、3年生7名、2年生3名、1年生5名であった。なお、本学看護学部は平成27(2015)年度の開設以来、入学定員充足率の4年間平均(平成27年度~30年度)は1.07倍であり、安定した学生確保の状況を示している&lt;資料7&gt;。</p> <p>一方、愛知県内の医療機関に従事する看護職への調査&lt;資料8&gt;では、「本研究科への進学を希望する」の問いについて、「進学したい」が4名、「進学を検討したい」は46名の回答があった。</p>	<p>1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況</p> <p>1) 学生の確保の見通し</p> <p>(1) 定員充足の見込み</p> <p>(略)</p> <p><u>本研究科は、入学者(入学定員10名)の構成を以下のように想定している。</u></p> <p><u>・本学看護学部卒業生を含む学部からの直接進学者：3~4名</u></p> <p><u>・本学看護学部の臨地実習施設に従事する現職者：3~4名</u></p> <p><u>・上記以外の現職者・研究者等：3~4名</u></p> <p><u>入学定員設定にあたり、本研究科への進学希望について本学看護学部在校生408名(回答367名)と、愛知県内の病院・保健センター等に従事する看護職1,100名(回答674名)を対象に調査を実施した。</u></p> <p><u>本学看護学部在校生に対する調査&lt;資料6&gt;では、「日本福祉大学看護学研究科(仮称)に進学をしたいと思いますか」の問いに対し、「卒業後すぐに進学を希望する」は4年生が2名、3年生が2名、2年生5名、1年生4名であった。調査時の3年生は本研究科の開設計画時期に卒業を予定している者であり、開設時において学部からの一定数の進学者が想定されるとともに、2年生以下にも進学を希望する者がいることから、継続的な進学希望が見込まれる結果となった。さらに同じ問いに対し「将来的に進学を希望する」は4年生が7名、3年生7名、2年生3名、1年生5名であり、前述の卒業後すぐに進学する者に加え、一定期間を経た後の進学希望が継</u></p>



続的に得られることが想定される。なお、本学看護学部は平成 27 (2015) 年度の開設以来、入学定員充足率の 4 年間平均 (平成 27 年度～30 年度) は 1.07 倍であり、安定した学生確保の状況を示している<資料 7>。

一方、愛知県内の医療機関に従事する看護職への調査<資料 8>では、「本研究科への進学を希望する」の問いについて、「進学したい」が 4 名、「進学を検討したい」は 46 名の回答があり、現職者の本研究科への進学希望も一定数見込まれる。

このように、本研究科に進学を希望する者は 6 名 (在學生 (3 年生) 2 名、看護職 4 名) おり、また、開設時に既卒となっている現 4 年生にも 2 名の本研究科への進学希望者がおり、さらには在學生で将来的に進学を希望する者が 22 名、現職の看護職で進学を検討したい者が 46 名であり、本研究科の入学定員 10 名の充足は十分に見込まれる。

なお、入学定員の設定としては、前述のように入学者の構成を学部からの直接進学者など 3 区分から各 3～4 名が進学することを想定した上で、調査により在學生 (3 年生) 2 名、現職者 4 名の志望が見られたことに加え、在學生で将来的に本研究科に進学を希望する者が 4 学年合わせると 22 名おり、卒後数年経過した後 30 歳代前半までの 10 年ほどの間に本研究科に進学する場合、平準化すると年に 2 名程度の者が進学することとなること、現職の看護職で進学を検討したい者が 46 名おり、その半数が今後 10 年の間に進学する場合、年 2 名程度となることから、全体で 10 名と設定している。

(※ 「旧」の下線部は削除した部分)

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (1 ページ)

新	旧
<p>また、2019年6月に本学看護学部の4年生に対する調査&lt;資料 11&gt;を行い、その結果、4名から「卒業後すぐに進学を希望する」との回答が得られた。同様に2019年6月に看護管理者(25医療機関)および看護専門学校教務主任(15校)に対する意向調査&lt;資料 12&gt;を行い、本研究科への受験推薦者について17機関・学校から少なくとも29名の推薦があるとの回答が得られた。</p> <p>これら2019年6月に行った調査結果に加え、現時点で本学看護学部卒業生2名から受験希望が示されているほか、上記以外の受験希望者4名から個別の問合せがあり、他大学在学中で卒業後に直接進学を希望する学生などの受験も予想される。</p> <p>以上のように、在学生(現4年生)4名の進学意向、看護管理者および看護専門学校教員に向けて行った調査より29名の推薦が得られたこと、そのほか卒業生2名、他大学等4名から受験希望の個別の問合せがあるなど、計39名の進学意向が示されており、入試における一定の倍率を確保できる見込みがあるとともに、入学定員10名の確保は十分可能であると見込まれる。</p> <p>以下に、入試区分ごとに想定される受験者の予想数を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験の受験希望者：<ul style="list-style-type: none"><li>・在学生4名(2019年6月 在 student向けアンケート調査) ※一部、一般入試受験の可能性あり</li><li>・卒業生2名(個別の問合せ)</li></ul></li><li>2) 一般入学試験の受験希望者：<ul style="list-style-type: none"><li>・4名(卒業生・アンケート対象者以外での個別の受験希望者・問合せ)</li></ul></li><li>3) 社会人特別選抜入学試験の受験希望者：<ul style="list-style-type: none"><li>・29名(2019年6月 看護管理者・看護専門学校教務主任からの推薦)</li></ul></li></ol>	(追加)

入試区分／調査等対象	在学生(4年生)	本学卒業生	他大学等	看護管理者等(推薦)	計	定員想定
本学特別推薦入試	4名	2名			4～6名	2名
一般入学試験			4名		6～8名	2名
社会人入学試験				29名	29名	6名

※本学特別推薦入試：日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験、社会人入学試験：社会人特別選抜入学試験

なお、本研究科は、入学者（入学定員 10 名）の構成を以下のように想定している。

- ・本学看護学部卒業生を含む学部からの直接進学者：3～4名
- ・本学看護学部の臨地実習施設に従事する現職者：3～4名
- ・上記以外の現職者・研究者等：3～4名

入学定員の 1 / 3 (3～4名) を学部からの直接進学者と想定することについては、その対象は本学看護学部および他大学の看護系学部・学科から卒業後すぐに進学する者を想定しており、「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」「一般入学試験」にて選考し、各 2 名の受入を想定する。また、残る 2 / 3 は本学看護学部の臨地実習施設などに従事する現職者等を想定し、主に「社会人特別選抜入学試験」での選考を想定する。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (2 ページ)

新	旧
<p>一方で、中長期的・恒常的な学生確保の見通しについては、2018年12月に行った在学生向けアンケート調査&lt;資料6&gt;において、1年生(現2年生)、2年生(現3年生)からそれぞれ4名、5名の「卒業後すぐに進学を希望する」との回答があったこと、同調査で22名が「将来的に進学を希望する者」と回答したこと、2018年12月実施の看護職対象のアンケート調査&lt;資料8&gt;において、46名が「進学を検討したい」と回答したことから、中長期的・恒常的な学生の確保においても十分な需要があると考えます。また、2019年6月に行った看護管理者等に対する意向調査&lt;資料12&gt;において、本研究科への受験推薦者があると回答した17機関・学校のうち、次年度以降も「継続して推薦ができる」との回答が7件あり、この点からも今後の継続的な学生確保が見込まれる。</p>	(追加)

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (2 ページ)

新	旧
<p>知多半島は愛知県の2次医療圏としては「知多半島医療圏」と位置づけられており、病院は19病院(全県324施設の約6%)、保健所は2施設が所在している。その中の公的病院は国立長寿医療研究センター(大府市、383床)、あいち小児保健医療総合センター(大府市、200床)、半田市立半田病院(半田市、499床)、常滑市民病院(常滑市、267床)、公立西知多総合病院(東海市、468床)、厚生連知多厚生病院(美浜町、259床)があり、一般病床及び療養病床の既存病床数は全体で3,266床となっている(愛知県地域医療保健計画、2018年3月)。</p> <p>一方、四年制大学における看護基礎教育が急増する傾向の中、この知多半島医療圏に属する5市5町には2015年度に本学看護学部が開設されるまでは、看護系学部を有する大学は存在せず、看護系の大学院教育も行われていなかった。2015年、本学と同時に大府市に看護系大学が1校設置され現在に至っているが、大府市は鉄道路線などの交通網の範囲においては知多半島地域内の流通が少ないため、この地域の住民から</p>	<p>加えて、本研究科を設置する東海校地は、交通の便がよく、公共交通機関の利用により名古屋市中心部から約15分の距離にあり、岐阜、三重県方面からのアクセスにも優れている。また、本研究科を設置する知多半島内には、本学看護学部の臨地実習施設でもある公立西知多総合病院(看護職者数:約400名)、半田市立半田病院(同:約500名)、常滑市民病院(同:約300名)などの大規模医療機関があり、他の実習施設および中小施設などを俯瞰しても、多くの看護職者が従事している地域である。看護職が就業しながら学修する条件として、交通の利便性は重要な要素であり、交通アクセスの良い本学東海校地における看護系研究科開設への期待は大きい。</p> <p>また、愛知県内には、本学を含め国公立を合わせて14大学という多くの大学に看護系学部・学科が設置されており、今後も看護系学部・学科の設置が計画・構想されている。これらの教育機関においては、優れた看護教育者・研究者の確保も大きな課題となっており、確実な看護実践を基盤とした看護学の体系化に資する研究力や教</p>

は、必ずしも利便性がよいとは言えず、このような物理的な要因からも本学への大学院教育への期待が高まっていると言える。

前述の知多半島内の6つの公的病院のうち、5病院が本学看護学部の臨地実習病院であり、また、6病院すべての看護スタッフと個々の教員とが共同研究を行うなど、日常的な関係性の構築も図られている。知多半島地域に所在する4病院の看護局長・部長への、本学看護学研究科設置に関する要望や期待などについてヒアリング〈資料13〉を実施し、その結果の概要を以下に示す。

4 看護局長・部長全員が共通して指摘している「必要としている人材」は、「今後ますます専門分化していく中で、各看護領域における看護学の体系化に参画できる研究力や、その浸透を図る教育力を有する人材」であり、さらには「施設内外における多職種連携や地域との連携を主体性をもって実践できる人材養成」が本学に期待されていることが改めて確認できた。また、昨今の医療事情に関連して、在宅管理を要する患者や家族の自己管理能力がより重要視されるようになってきていることから、それを支援できるような看護者の指導力や、看護職内におけるスタッフ教育が必須であり、チームの核となって看護を機能させるための、研究力や教育力を持つ人材へのニーズが語られており、本学研究科への期待が大きいことが示された。

また、本学の看護実践研究センターが行っているセミナーや研修への、知多半島地域の看護職の参加状況からも地域におけるニーズがうかがわれる。同センターは2015年の本学部開設と同時に設置され、活動を開始したが、2015年度～2018年度の4年間において開催した研修・講座（全34回開催）には、延べ1,158名の参加者（医療機関の看護職、大学・大学院・専門学校の教員・学生など）があり、その中でも実践現場における看護研究の具体的方法などを入門的に学ぶ「研究方法セミナー」（9回開催）には、延べ573名の参加があった〈資料9〉。その所属施設を地域別にみると、知多半島内の医療機関、大学・専門学校等に所属する参加者が延べ192名で全体の33.5%を占め、また、本学のある東海市に隣接する名古屋市の各区や西三河地域からの参加者を含めると約60%を占めていることから、

育力を有する人材を育成する本研究科が果たす役割は大きいと考える。

以上のように、全国的な看護系研究科に対する需要、県内の既設研究科の入学定員充足状況、在校生および県内の看護職への進学希望調査結果、設置場所の立地条件などから、安定的、継続的な受験志願者が得られることが見込まれる。

同地域における看護職の研究に対する学びのニーズが高いことが確認されている<資料 14>。参加者へのアンケートの回答からは「テーマのしぼりこみ方がわかりやすかった」「研究を行う予定なので、基礎が学べてよかった」「実際の事例に対する質疑でイメージができた」「学会発表に役立つ内容だった」など、シリーズ化してテーマを絞って行っている内容に対しての活用が示唆されていた。なお、看護実践研究センターの各研修は、各施設が行う院内研修としても指定され、数か所の施設がラダー研修の一部として活用している。また、本学看護学部教員に対して、学部開設以来、医療機関や市町等からの看護研究指導及び講師依頼が多数寄せられ、出張講義や個別指導を行ってきている。

さらに、看護実践研究センターでは、医療機関の看護職や看護専門学校の教員を対象とした看護教育に関わる、「実習指導」や「TBL」などをテーマとした教育に関するセミナー（10 回開催）を開催しており、延べ 300 名の参加があった。その所属施設を地域別にみると、知多半島内の医療機関、大学・専門学校等に所属する参加者が延べ 126 名で全体の 42.0%を占め、隣接する名古屋市の各区や西三河地域からの参加者を含めると約 65%を占めていることから、この地域の看護職からの本学の看護教育への期待が示されている<資料 14>。参加者へのアンケートの回答からは「看護基礎教育のカリキュラムについて、改めて学ぶことができた」「実習指導の視点がわかりやすかった。実習指導に生かしたい」「最近の学生の傾向を知ることができた」など、具体的な学びや活用の可能性などが記載されていた。

以上のように、知多半島地域を中心とする本学近隣地域の本学に対する研究指導や教育に関する学習に対してのニーズや期待が示されている中、現時点では看護学研究科が設置されていないため、看護実践研究センターでの研修への参加によって学習機会を得ていると思われ、本学の看護学研究科の設置は、より本格的に深く看護学を学びたいと考えている看護職のニーズに応えることにつながると考える。

(※「旧」の下線部は削除した部分)

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (5 ページ)

新	旧
<p>(2)定員充足の根拠となる客観的データの概要 ①看護学部在校生に対するアンケート調査&lt;資料 6&gt;</p> <p>(略)</p> <p>「日本福祉大学大学院 看護学研究科 (仮称) に進学したいと思いますか」の問いに対して「卒業後すぐに進学をしたいと思う」と回答したのは、4年生2名、3年生2名、2年生5名、1年生4名であった。また、「将来的に進学したいと思う」と回答したのは、4年生7名、3年生7名、2年生3名、1年生5名であった。</p>	<p>(2)定員充足の根拠となる客観的データの概要 ①看護学部在校生に対するアンケート調査&lt;資料 6&gt;</p> <p>(略)</p> <p>「日本福祉大学大学院 看護学研究科 (仮称) に進学したいと思いますか」の問いに対して「卒業後すぐに進学をしたいと思う」と回答したのは、4年生2名、3年生2名、2年生5名、1年生4名であった。<u>研究科開設予定時期に卒業を予定している3年生には2名の進学希望者がみられることから、一定数の進学希望者を確保することが可能であると考え。また、「将来的に進学したいと思う」と回答したのは、4年生7名、3年生7名、2年生3名、1年生5名であり、本学卒業生の進学希望者を継続的に確保できることが見込まれる。</u></p>

(※「旧」の下線部は削除した部分)

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (5 ページ)

新	旧										
<p>②看護学部在校生に対するアンケート調査&lt;資料 11&gt;</p> <p>2019年6月に本学看護学部在学学生(4年生)を対象に、「日本福祉大学看護学研究科(仮称)設置に関する調査」を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">調査名</td> <td>日本福祉大学大学院 看護学研究科(仮称)に関する調査(在校生向け)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査期間</td> <td>平成31(2019)年6月17日～平成31(2019)年6月21日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>日本福祉大学看護学部4年生:98名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回答数</td> <td style="text-align: center;">90名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回答率</td> <td style="text-align: center;">91.8%</td> </tr> </table> <p>「日本福祉大学大学院 看護学研究科(仮称)に進学したいと思いますか」の問いに対して「卒業後すぐに進学をしたいと思う」と回答したのは4名であった。また、「将来的に進学したいと思う」と回答したのは6名であった。</p>	調査名	日本福祉大学大学院 看護学研究科(仮称)に関する調査(在校生向け)	調査期間	平成31(2019)年6月17日～平成31(2019)年6月21日	対象	日本福祉大学看護学部4年生:98名	回答数	90名	回答率	91.8%	<p>(追加)</p>
調査名	日本福祉大学大学院 看護学研究科(仮称)に関する調査(在校生向け)										
調査期間	平成31(2019)年6月17日～平成31(2019)年6月21日										
対象	日本福祉大学看護学部4年生:98名										
回答数	90名										
回答率	91.8%										

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (6 ページ)

新		旧	
<p>③看護職に対するアンケート調査&lt;資料 8&gt;</p> <p>(略)</p> <p>④看護管理者および専門学校教務主任に対する意向調査&lt;資料 12&gt;</p> <p>2019年6月に本研究科への入学希望に関して、本学看護学部の臨地実習施設を中心とした医療機関の看護管理者および看護専門学校の教務主任を対象に調査を実施した。</p>		<p>②看護職に対するアンケート調査&lt;資料 8&gt;</p> <p>(略)</p>	
調査名	日本福祉大学大学院 看護学研究科 (仮称) に関する調査 (看護管理者、教務主任向け)		
調査期間	平成 31 (2019) 年 6 月 17 日～平成 31 (2019) 年 6 月 28 日		
対象	愛知県内の医療機関：25 機関 (看護管理者) および看護専門学校：15 校 (教務主任)		
回答数	29 機関・校	回収率	72.5%
<p>「貴施設に在籍中の看護職者の中で、日本福祉大学大学院看護学研究科 (仮称) への入学を推薦したい方はいらっしゃいますか。」の問いに対して「いる」と回答があったのは 17 機関で、その推薦したい人の人数は 29～31 名であった。また、「いる」と回答があった方に「継続的に推薦が可能か」を尋ねたところ、7 名から「できると思う」との回答があり、継続的な学生の確保につながる結果となった。</p>			



(是正事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

2. <入学者選抜の設定趣旨が不明確>

入学者選抜の方法として、一般入学試験と社会人特別選抜試験を設けているが、社会人特別選抜試験の選抜方法が一般入学試験の選抜方法とほぼ同様にもかかわらず、区別して設ける意義・必要性が不明確であることから、各選抜試験にて受入れを想定している人材像とアドミッション・ポリシー、出願資格の整合性を含め、選抜方法の在り方について明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。また、「入学定員の1/3(3~4名)を学部からの直接進学者とすること」を想定しているが、当該想定と入学者選抜の方法の関係性が不明確であることから、併せて明確に説明すること。

(対応)

ご指摘の通り、各選抜試験にて受入れを想定している人材像とアドミッション・ポリシー、出願資格の整合性を含め、選抜方法の在り方についての明確性に欠ける部分がありましたので、以下のようにアドミッション・ポリシーに追記するとともに、入試区分の見直しを行い、新たに「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」を設定した上で、アドミッション・ポリシーと入試区分、出願資格の整合性を図り、選抜方法のあり方について説明いたします。

<アドミッション・ポリシー> (※下線部が追記した部分)

本研究科は、本学の教育理念のもとに、自らが志向する看護領域の基盤となる知識・技術を有しており、看護学の視点から学問的根拠をもって看護課題に応えるための研究力の獲得に意欲を持ってのぞめる人を受け入れる。

このような観点から、具体的には次のような人を受け入れる。

- ①看護学の専門領域を深く学修する上で必要となる、基礎的な知識と技術を有している
- ②看護課題に応えるための探究心が強く、研究力を獲得する意欲を有している
- ③看護実践の経験を生かし、看護学の体系化と発展に貢献する意欲を有している

上記のアドミッション・ポリシーに対応すべく、入試区分は大きく分けて、主に四年制大学を卒業した者(見込を含む)を対象とした入試と、実務経験を有する社会人を対象とした入試を設定します。

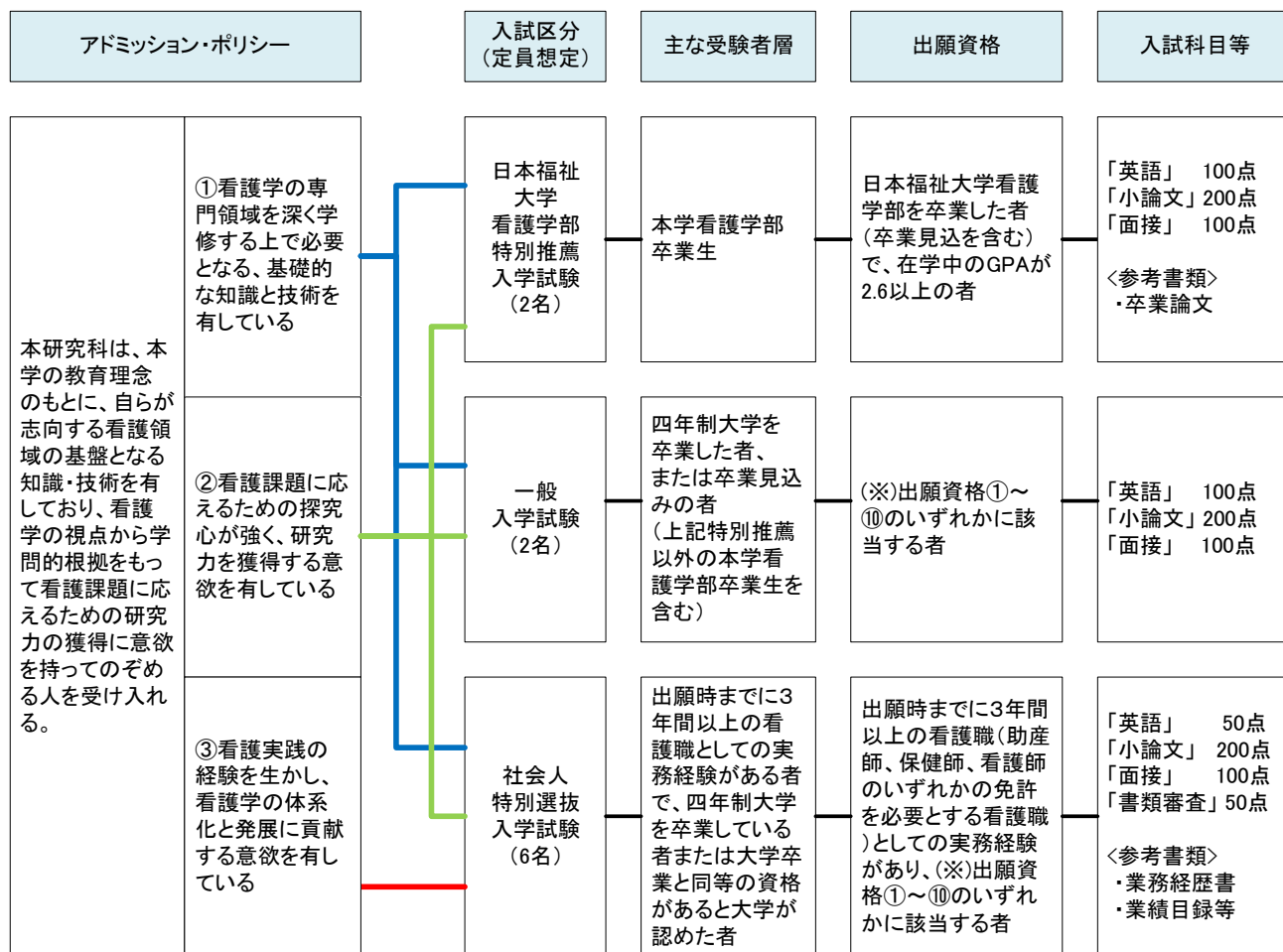
主に四年制大学を卒業した者(見込を含む)を対象とした入試区分としては、新たに設定する本学看護学部を卒業した者を対象とする「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」と、「一般入学試験」を設定します。両入学試験においては、「英語」「小論文」「面接」により、基礎教育在学時に培った各専門領域の知識をはかり、アドミッション・ポリシーに示した「①看護学の専門領域を深く学修する上で必要となる、基礎的な知識と技術を有している」「②看護課題に応えるための探究心が強く、研究力を獲得する意欲を有している」ことを選考します。特に「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」においては、在学時のGPAが一定以上であることを出願資格の一つとした上で、「英語」「小論文」「面接」に加え、卒業論文の提出を義務付け、学部での学びの成果を選考の参考資料とし、学部の学びを継続・発展させることが可能となる人材の確保につなげます。

また、3年間以上の看護職としての実務経験を有する者で、四年制大学を卒業している者または大学卒業と同等の資格があると認められる者を対象とした「社会人特別選抜入学試験」を設定します。入試科目は「英語」「小論文」「面接」に加え、看護実践報告書による「書類審査」を行い、あわせて業務経歴書、業績目録などを選考の参考資料として看護実践経験をはかります。そのことにより、アドミッション・ポリシーに示した「①看護学の専門領域を深く学修する上で必要となる、基礎的な知識と技術を有している」「②看護課題に応えるための探究心が強く、研究力を獲得する意欲を有している」に加え、「③看護実践の経験を生かし、看護学の体系化と発展に貢献する意欲を有している」ことを選考します。

参考として、アドミッション・ポリシーと入試区分、入試区分ごとの主な受験者層、出願資格、入試科目の関係性を以下の図で表します。

なお、入学定員の1/3(3~4名)を学部からの直接進学者と想定することについては、その対象は本学看護学部および他大学の看護系学部・学科から卒業後すぐに進学する者を想定しており、「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」「一般入学試験」にて選考し、各2名の受入を想定します。

また、残る2/3は本学看護学部の臨地実習施設などに従事する現職者等を想定し、主に「社会人特別選抜入学試験」での選考を想定します。



※【出願資格】

出願資格は、以下の①~⑩のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第102条)
- ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者(施行規則第155条第1項第1号)
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第2号)
- ④ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第3号)
- ⑤ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第4号)
- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上(医学、歯学、薬学または獣医学を履修する博士課程への入学については5年)の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第4号の2)
- ⑦ 指定された専修学校の専門課程(修業年限が4年修業)を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第5号)
- ⑧ 旧制学校等を修了した者(昭和28年文部省告示第5号第1号~第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号)
- ⑨ 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(昭和28年文部省告示第5号第1号~第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号)
- ⑩ 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度に22歳に達する者(施行規則第155条第1項第81号)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (4 ページ)

新	旧
<p>即ち、看護学研究科の設置は、これらの卒業生に対して、出身大学の教員のもとでの継続した学びを保障し、看護職が求められている生涯にわたる自己研鑽への環境を提供することにつながる。このような設置趣旨を反映する形で、入試区分に日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験を設けた。本学看護学部での学びを、効率よく看護学研究科における学修につなげ、質の高い研究としての成果を導き出すことができると考える。</p>	<p>即ち、看護学研究科の設置は、これらの卒業生に対して、出身大学の教員のもとでの継続した学びを保障し、看護職が求められている生涯にわたる自己研鑽への環境を提供することにつながる。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
<p>こうした教育目標に定める人材を育成するために、求める人材像と入学者選抜の基本的考え方(アドミッション・ポリシー)を次のように定める。それに沿って入学試験出願資格を規定し、そのような人材を広く求め且つ適正に選抜する。</p>	<p>こうした教育目標に定める人材を育成するために、求める人材像と入学者選抜の基本的考え方(アドミッション・ポリシー)を次のように定める。それに沿って入学試験出願資格を規定し、そのような人材を広く求め且つ適正に選抜するために、<u>二種類の方法で入学者選抜を実施する。</u></p>

(※「旧」の下線部は削除した部分)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
<p>1) 本研究科が求める人材像(アドミッション・ポリシー)</p> <p>本研究科は、本学の教育理念のもとに、自らが志向する看護領域の基盤となる知識・技術を有しており、看護学の視点から学問的根拠をもって看護課題に応えるための研究力の獲得に意欲を持ってのぞめる人を受け入れる。</p> <p>このような観点から、具体的には次のような人を受け入れる。</p> <p>①看護学の専門領域を深く学修する上で必要となる、基礎的な知識と技術を有している</p> <p>②看護課題に応えるための探究心が強く、研究力を獲得する意欲を有している</p> <p>③看護実践の経験を生かし、看護学の体系化と発展に貢献する意欲を有している</p>	<p>1) 本研究科が求める人材像(アドミッション・ポリシー)</p> <p>本研究科は、本学の教育理念のもとに、自らが志向する看護領域の基盤となる知識・技術を有しており、看護学の視点から学問的根拠をもって看護課題に応えるための研究力の獲得に意欲を持ってのぞめる人を受け入れる。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
<p>2) 入学者選抜の方法</p> <p>本研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、入試区分は、主に四年制大学を卒業した者（見込を含む）を対象とした「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」「一般入学試験」と、実務経験を有する社会人を対象とした「社会人特別選抜入学試験」とする。</p> <p>「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」は、本学看護学部を卒業した者を対象とし、学部の学びを継続・発展させることが可能となる人材の育成につなげる。</p> <p>「社会人特別選抜試験」は、既に看護職経験を有し地域で実践している人にも門戸を広げる目的で行う。実践経験の中で看護課題を見出し解決への意欲的取組みを希望する人々にとっては、本研究科が看護学の基本的領域を幅広く備えることから研究領域の選択が容易であり、志願し易いと考ええる。</p> <p>募集人員は想定数として、「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」2名、「一般入学試験」2名、「社会人特別選抜試験」6名とし、合わせて10名とする。</p> <p>なお、出願手続きの前に、本研究科で取り組みたい研究について、希望する看護学領域の担当教員と事前に相談することとする。</p>	<p>2) 入学者選抜の方法</p> <p>本研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜方法は「一般入学試験」と「社会人特別選抜試験」とする。</p> <p>「社会人特別選抜試験」は、既に看護職経験を有し地域で実践している人にも門戸を広げる目的で行う。実践経験の中で看護課題を見出し解決への意欲的取組みを希望する人々にとっては、本研究科が看護学の基本的領域を幅広く備えることから研究領域の選択が容易であり、志願し易いと考ええる。</p> <p>募集人員は、「一般入学試験」「社会人特別選抜試験」と合わせて10名とする。</p> <p>なお、出願手続きの前に、本研究科で取り組みたい研究について、希望する看護学領域の担当教員と事前に相談することとする。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (24 ページ)

新	旧
<p>(2) 一般入学試験</p> <p>&lt;出願資格&gt;</p> <p>出願資格は、以下の①～⑩のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第102条）</p> <p>②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者（施行規則第155条第1項第1号）</p> <p>③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第2号）</p>	<p>(1) 一般入学試験</p> <p>&lt;出願資格&gt;</p> <p>出願資格は、以下の①～⑩のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者</p> <p>②大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者</p> <p>③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者</p> <p>④外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程</p>

- ④外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第3号）
- ⑤我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第4号）
- ⑥外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学または獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第4号の2）
- ⑦指定された専修学校の専門課程（修業年限が4年修業）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第5号）
- ⑧旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号）
- ⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号）
- ⑩本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度に22歳に達する者（施行規則第155条第1項第81号）

<選抜方法>

アドミッション・ポリシーに示した「①看護学の専門領域を深く学修する上で必要となる、基礎的な知識と技術を有している」「②看護課題に応えるための探究心が強く、研究力を獲得する意欲を有している」ことを選考するため、「英語」「小論文」「面接」により選考する。「小論文」は、看護学分野全体の知識を問う共通設問と研究課題として選択した看護学領域の設問を設定する。

配点は、「英語」100点、「小論文」200点、「面接」100点を想定し、総合的に判定する。

を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者

- ⑤我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者
- ⑥外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学または獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者
- ⑦指定された専修学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者
- ⑧旧制学校等を修了した者
- ⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者
- ⑩本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度に22歳に達する者

<選抜方法>

一般入試の選抜方法は、文献の読解及び成果発表などで欠かせない「英語」・看護学の専門領域に関する知識と発表能力を確認する「小論文」・研究分野への見識や態度及び学修と研究の遂行能力などを確認する「面接試験」とする。なお、「小論文」は、看護学分野全体の知識を問う共通設問と研究課題として選択した看護学領域の設問を設定する。配点は、「英語」100点、「小論文」200点、「面接」100点を想定し、総合的に判定する。

新	旧
<p>(3) 社会人特別選抜入学試験</p> <p>&lt;出願資格&gt;</p> <p>出願時までには3年間以上の看護職(助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を必要とする看護職)としての実務経験があり、以下に示す出願資格①～⑩のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第102条)</p> <p>②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者(施行規則第155条第1項第1号)</p> <p>③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第2号)</p> <p>④外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第3号)</p> <p>⑤我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第4号)</p> <p>⑥外国の大学等において、修業年限が3年以上(医学、歯学、薬学または獣医学を履修する博士課程への入学については5年)の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第4号の2)</p> <p>⑦指定された専修学校の専門課程(修業年限が4年修行)を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第5号)</p> <p>⑧旧制学校等を修了した者(昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号)</p> <p>⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号)</p> <p>⑩本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度に22歳に達する者(施行規則第155条第1項第81号)</p>	<p>(2) 社会人特別選抜試験</p> <p>臨地実習施設をはじめとする地域の看護研究力・看護教育力の向上を図ることは社会的な要請に応えることになり、また、学部教育の質の向上にもつながる。そのため、社会人の受け入れ促進に向けた環境を整えるべく、社会人特別選抜試験を行う。</p> <p>&lt;出願資格&gt;</p> <p>出願資格は、4年制大学を卒業後、出願時までには3年以上の看護職(助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を必要とする看護職)としての実務経験がある者、またはそれと同等の資格があると大学が認めた者とする。なお、勤務を継続しながら大学院への進学を希望する場合は、所属機関の承諾書の提出を求める。</p> <p>&lt;選抜方法&gt;</p> <p>社会人特別選抜試験の選抜方法は、文献の読解及び成果発表などで欠かせない「英語」・看護学の専門領域に関する知識と発表能力を確認する「小論文」・研究分野への見識や態度及び学修と研究の遂行能力などを確認する「面接試験」とする。なお、「小論文」は、看護学分野全体の知識を問う共通設問と研究課題として選択した看護学領域の設問を設定する。配点は、「英語」50点、「小論文」200点、「面接」150点を想定し、総合的に判定する。</p>

<p>&lt;選抜方法&gt;</p> <p>アドミッション・ポリシーに示した「①看護学の専門領域を深く学修する上で必要となる、基礎的な知識と技術を有している」「②看護課題に応えるための探究心が強く、研究力を獲得する意欲を有している」に加え、「③看護実践の経験を生かし、看護学の体系化と発展に貢献する意欲を有している」ことを選考するため、出願時に提出する看護実践報告書による「書類審査」と、入試科目として「英語」「小論文」「面接」を設定する。「小論文」は、看護学分野全体の知識を問う共通設問と研究課題として選択した看護学領域の設問を設定する。あわせて業務経歴書、業績目録などを選考の参考資料とする。</p> <p>配点は、「英語」50点、「小論文」200点、「面接」100点、「書類審査」50点とし、総合的に判定する。「書類審査」の対象となる出願時に提出する看護実践報告書の内容は、看護実践の経験に基づく報告書とする。「書類審査」の評価視点は、主な看護実践の自らの看護を分析・評価したものであること、論旨が一貫していることとする。</p>	
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (26 ページ)

新	旧
<p>アドミッション・ポリシーと入試区分、入試区分ごとの主な受験者層、出願資格、入試科目の関係性を図に示す。</p> <p>(図の追加)</p>	<p>(追加)</p>

(改善事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

3. <学びやすさにつながる環境整備方法の有効性が不明確>

学生確保に向けた具体的な取組状況の中で挙げられている「ティーチング・アシスタント (TA) 制度の導入や、地域の医療機関でのパート就業支援など」が、「学部からの直接進学者の学びやすさにつながる環境整備」として有効なものか不明確であることから、明確に説明すること。

(対応)

当該の記述は、「学部からの直接進学者の学びやすさにつながる環境整備」に直接的に関わるものではなく適切性に欠けること、また、学部からの直接進学者に対する支援策については、その前段までの記述において概ね示していることから、当該箇所につきましては削除いたします。

<修正後> (※取り消し線の部分を削除)

本研究科は、入学定員の1/3 (3~4名) を本学看護学部卒業生を含む学部からの直接進学者とすることを想定している。そのため、本学看護学部生に対しては、在学中に学内説明会を行い、本研究科の設置構想・計画について説明するとともに、「卒業研究」などを担当する教員から、その特色・教育内容などについて、周知していく予定である。また、本学看護学部を卒業した者には、本研究科への入学金の半額を免除する制度を設け、より進学しやすい環境整備を図る。~~あわせて、ティーチング・アシスタント (TA) 制度の導入や、地域の医療機関でのパート就業支援などの取組により、TA業務を通じた教育力を培う機会や、現場の体験による看護の現状理解の機会提供を行い、院生への教育効果や学習意欲の向上を図るなど、学部からの直接進学者の学びやすさにつながる環境整備に取り組む。~~

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (8 ページ)

新	旧
<p>2) 学生確保に向けた具体的な取組状況 (1) 本学看護学部生に対する取組</p> <p>本研究科は、入学定員の1/3 (3~4名) を本学看護学部卒業生を含む学部からの直接進学者とすることを想定している。そのため、本学看護学部生に対しては、在学中に学内説明会を行い、本研究科の設置構想・計画について説明するとともに、「卒業研究」などを担当する教員から、その特色・教育内容などについて、周知していく予定である。また、本学看護学部を卒業した者には、本研究科への入学金の半額を免除する制度を設け、より進学しやすい環境整備を図る。</p>	<p>2) 学生確保に向けた具体的な取組状況 (1) 本学看護学部生に対する取組</p> <p>本研究科は、入学定員の1/3 (3~4名) を本学看護学部卒業生を含む学部からの直接進学者とすることを想定している。そのため、本学看護学部生に対しては、在学中に学内説明会を行い、本研究科の設置構想・計画について説明するとともに、「卒業研究」などを担当する教員から、その特色・教育内容などについて、周知していく予定である。また、本学看護学部を卒業した者には、本研究科への入学金の半額を免除する制度を設け、より進学しやすい環境整備を図る。<u>あわせて、ティーチング・アシスタント (TA) 制度の導入や、地域の医療機関でのパート就業支援など、学部からの直接進学者の学びやすさにつながる環境整備に取り組む。</u></p>

(※「旧」の下線部は削除した部分)



## (改善事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

### 4. <出願資格認定方法が不明確>

社会人特別選抜試験の出願資格について、「4年制大学を卒業後、出願時までには3年以上の看護職（助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を必要とする看護職）としての実務経験がある者と同等の資格があると大学が認めた者」とあるが、具合的な資格認定方法が不明確なため、アドミッション・ポリシーとの整合性も含めて明確に説明すること。

### (対応)

社会人特別選抜入学試験の出願資格について、文中の「同等の資格がある」は「大学を卒業した者と同等の資格があること」を指していましたが、明確な表現となるように、以下のとおり修正いたします。

なお、社会人特別選抜入学試験の選抜方法については、「審査意見2. <入学者選抜の設定趣旨が不明確>」の対応と合わせて、以下の出願資格の修正により、アドミッション・ポリシーとの整合性を図ります。

### 【社会人特別選抜入学試験の出願資格】

出願時までには3年間以上の看護職（助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を必要とする看護職）としての実務経験があり、出願資格①～⑩のいずれかに該当する者。

### ※【出願資格】

出願資格は、以下の①～⑩のいずれかに該当する者とする。

- ①大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第102条）
- ②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者（施行規則第155条第1項第1号）
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第2号）
- ④外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第3号）
- ⑤我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第4号）
- ⑥外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学または獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第4号の2）
- ⑦指定された専修学校の専門課程（修業年限が4年修業）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第5号）
- ⑧旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号）
- ⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号）
- ⑩本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度に22歳に達する者（施行規則第155条第1項第81号）

また、アドミッション・ポリシーとの整合性について、以下の通り、図に示します。

アドミッション・ポリシー	入試区分 (定員想定)	主な受験者層	出願資格	入試科目等
<p>本研究科は、本学の教育理念のもとに、自らが志向する看護領域の基盤となる知識・技術を有しており、看護学の視点から学問的根拠をもって看護課題に応えるための研究力の獲得に意欲を持ってのぞめる人を受け入れる。</p> <p>①看護学の専門領域を深く学修する上で必要となる、基礎的な知識と技術を有している</p> <p>②看護課題に応えるための探究心が強く、研究力を獲得する意欲を有している</p> <p>③看護実践の経験を生かし、看護学の体系化と発展に貢献する意欲を有している</p>	<p>日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験(2名)</p>	<p>本学看護学部卒業生</p>	<p>日本福祉大学看護学部を卒業した者(卒業見込を含む)で、在学中のGPAが2.6以上の者</p>	<p>「英語」 100点 「小論文」200点 「面接」 100点</p> <p>&lt;参考書類&gt; ・卒業論文</p>
	<p>一般入学試験(2名)</p>	<p>四年制大学を卒業した者、または卒業見込みの者(上記特別推薦以外の本学看護学部卒業生を含む)</p>	<p>(※)出願資格①～⑩のいずれかに該当する者</p>	<p>「英語」 100点 「小論文」200点 「面接」 100点</p>
	<p>社会人特別選抜入学試験(6名)</p>	<p>出願時まで3年以上の看護職としての実務経験がある者で、四年制大学を卒業している者または大学卒業と同等の資格があると大学が認めた者</p>	<p>出願時まで3年以上の看護職(助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を必要とする看護職)としての実務経験があり、(※)出願資格①～⑩のいずれかに該当する者</p>	<p>「英語」 50点 「小論文」 200点 「面接」 100点 「書類審査」50点</p> <p>&lt;参考書類&gt; ・業務経歴書 ・業績目録等</p>

※【出願資格】

出願資格は、以下の①～⑩のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第102条)
- ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者(施行規則第155条第1項第1号)
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第2号)
- ④ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第3号)
- ⑤ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第4号)
- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上(医学、歯学、薬学または獣医学を履修する博士課程への入学については5年)の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第4号の2)
- ⑦ 指定された専修学校の専門課程(修業年限が4年修業)を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(施行規則第155条第1項第5号)
- ⑧ 旧制学校等を修了した者(昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号)
- ⑨ 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者(昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号)
- ⑩ 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、当該年度に22歳に達する者(施行規則第155条第1項第81号)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
<p>2) 入学者選抜の方法</p> <p>本研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、入試区分は、主に四年制大学を卒業した者（見込を含む）を対象とした「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」「一般入学試験」と、実務経験を有する社会人を対象とした「社会人特別選抜入学試験」とする。</p> <p>「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」は、本学看護学部を卒業した者を対象とし、学部の学びを継続・発展させることが可能となる人材の育成につなげる。</p> <p>「社会人特別選抜試験」は、既に看護職経験を有し地域で実践している人にも門戸を広げる目的で行う。実践経験の中で看護課題を見出し解決への意欲的取組みを希望する人々にとっては、本研究科が看護学の基本的領域を幅広く備えることから研究領域の選択が容易であり、志願し易いと考え。</p> <p>募集人員は想定数として、「日本福祉大学看護学部特別推薦入学試験」2名、「一般入学試験」2名、「社会人特別選抜試験」6名とし、合わせて10名とする。</p> <p>なお、出願手続きの前に、本研究科で取り組みたい研究について、希望する看護学領域の担当教員と事前に相談することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会人特別選抜試験</p> <p>&lt;出願資格&gt;</p> <p>出願時まで3年間以上の看護職（助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を必要とする看護職）としての実務経験があり、以下に示す出願資格①～⑩のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第102条）</p> <p>②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者（施行規則第155条第1項第1号）</p>	<p>2) 入学者選抜の方法</p> <p>本研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜方法は「一般入学試験」と「社会人特別選抜試験」とする。</p> <p>「社会人特別選抜試験」は、既に看護職経験を有し地域で実践している人にも門戸を広げる目的で行う。実践経験の中で看護課題を見出し解決への意欲的取組みを希望する人々にとっては、本研究科が看護学の基本的領域を幅広く備えることから研究領域の選択が容易であり、志願し易いと考え。</p> <p>募集人員は、「一般入学試験」「社会人特別選抜試験」と合わせて10名とする。</p> <p>なお、出願手続きの前に、本研究科で取り組みたい研究について、希望する看護学領域の担当教員と事前に相談することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 社会人特別選抜試験</p> <p>臨地実習施設をはじめとする地域の看護研究力・看護教育力の向上を図ることは社会的な要請に応えることになり、また、学部教育の質の向上にもつながる。そのため、社会人の受け入れ促進に向けた環境を整えるべく、社会人特別選抜試験を行う。</p> <p>&lt;出願資格&gt;</p> <p>出願資格は、4年制大学を卒業後、出願時まで3年以上の看護職（助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を必要とする看護職）としての実務経験がある者、またはそれと同等の資格があると大学が認めた者とする。なお、勤務を継続しながら大学院への進学を希望する場合は、所属機関の承諾書の提出を求める。</p> <p>&lt;選抜方法&gt;</p> <p>社会人特別選抜試験の選抜方法は、文献の読解及び成果発表などで欠かせない「英語」・看護学の専門領域に関する知識と発表能力を確認する「小論文」・研究分野への見識や態度及び学修と研究の遂行能力などを確認する「面接試験」と</p>

- ③外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
- ④外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
- ⑤我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
- ⑥外国の大学等において、修業年限が 3 年以上（医学、歯学、薬学または獣医学を履修する博士課程への入学については 5 年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
- ⑦指定された専修学校の専門課程（修業年限が 4 年修行）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
- ⑧旧制学校等を修了した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第 2 号）
- ⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第 2 号）
- ⑩本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度に 22 歳に達する者（施行規則第 155 条第 1 項第 8 1 号）

する。なお、「小論文」は、看護学分野全体の知識を問う共通設問と研究課題として選択した看護学領域の設問を設定する。配点は、「英語」50 点、「小論文」200 点、「面接」150 点を想定し、総合的に判定する。

#### <選抜方法>

アドミッション・ポリシーに示した「①看護学の専門領域を深く学修する上で必要となる、基礎的な知識と技術を有している」「②看護課題に応えるための探究心が強く、研究力を獲得する意欲を有している」に加え、「③看護実践の経験を生かし、看護学の体系化と発展に貢献する意欲を有している」ことを選考するため、出願時に提出する看護実践報告書による「書類審査」と、入試科目として「英語」「小論文」「面接」を設定する。「小論文」は、看護学分野全体の知識を問う共通設問と研究課題として選択した看護学領域の設問を設定する。あわせ

て業務経歴書、業績目録などを選考の参考資料とする。

配点は、「英語」50点、「小論文」200点、「面接」100点、「書類審査」50点とし、総合的に判定する。「書類審査」の対象となる出願時に提出する看護実践報告書の内容は、看護実践の経験に基づく報告書とする。「書類審査」の評価視点は、主な看護実践の自らの看護を分析・評価したものであること、論旨が一貫していることとする。

アドミッション・ポリシーと入試区分、入試区分ごとの主な受験者層、出願資格、入試科目の関係性を図に示す。

(図の追加)

(是正事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

5. <大学院設置基準第14条に定める教育の実施の有無が不明確>

基本計画書には特に記載はないものの、時間割が夜間開講のみとなっていることから、本課程が大学院設置基準第14条に定める方法により教育を行う場合に該当するのではないかとの疑義があるため、確認の上、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

以下の変更を行うことにより、従前の通り、大学院設置基準第14条の適用はしないこととします。

本研究科における開講時間帯を6限(17:40~19:10)、7限(19:20~20:50)としていましたが、時間割を見直し、3限(12:40~14:10)から6限(17:40~19:10)での開講とします。その際、3限、4限に開講する曜日は週2日に限定し、就業しながら学ぶ院生ができるだけ履修しやすい環境にします。また、各看護学領域の教員が担当する学部の科目と可能な限り同じ曜日に配置することで、学部教育の時間と、研究指導の時間を双方確保し、教員の負担軽減にも十分留意します。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (13ページ)

新	旧
<p>6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>1) 教育方法</p> <p>(略)</p> <p>授業科目の配当年次は、特別研究以外の科目を1年次にすべて配置し、院生が効率よく集中的に履修できるようにした。なお、1年次の開講科目は2年次にも履修は可能である。本研究科を担当する教員は学部の教育も担っているため、それぞれの教育が円滑に行われるように時間割を配置した&lt;資料3&gt;。本研究科の科目は、各看護学領域の教員が担当する学部の科目と可能な限り同じ曜日に配置し、3時限から6時限に置いた。さらに、各看護学領域の教員が担当する臨地実習を鑑み、学部の臨地実習指導の時間と、特別研究における研究指導の時間を確保できるように配慮した。実習指導教育の質の低下を招かないために、担当する助教、実習教育講師への指導、日常的な打合せ等のFD活動には十分留意する。</p>	<p>6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>1) 教育方法</p> <p>(略)</p> <p>授業科目の配当年次は、特別研究以外の科目を1年次にすべて配置し、院生が効率よく集中的に履修できるようにした。なお、1年次の開講科目は2年次にも履修は可能である。本研究科を担当する教員は学部の教育も担っているため、それぞれの教育が円滑に行われるように時間割を配置した&lt;資料3&gt;。本研究科の科目は、学部を構成する科目と区別し6時限及び7時限に置いた。時間割の構成は、各看護学領域の教員が担当する学部の科目と可能な限り同じ曜日に配置することで、学部の臨地実習指導の時間と、特別研究における研究指導の時間を確保できるように配慮する。実習指導教育の質の低下を招かないために、担当する助教、実習教育講師への指導、日常的な打合せ等のFD活動には十分留意する。</p>

(是正事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

6. <教育目的の達成のための方策が不明確>

看護学分野における研究力や教育力を有する人材の育成を目的として掲げているにも関わらず、「専門職養成教育及び技術教育の特性を知り、適切な教育方法及び効果評価に関する知識と実際を学修」する「看護教育特論」が必修ではなく選択科目となっているなど、教育目的を達成するために適切な教育課程が編成されているか不明確である。人材育成方針やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと編成された教育課程の整合性について明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。

(対応)

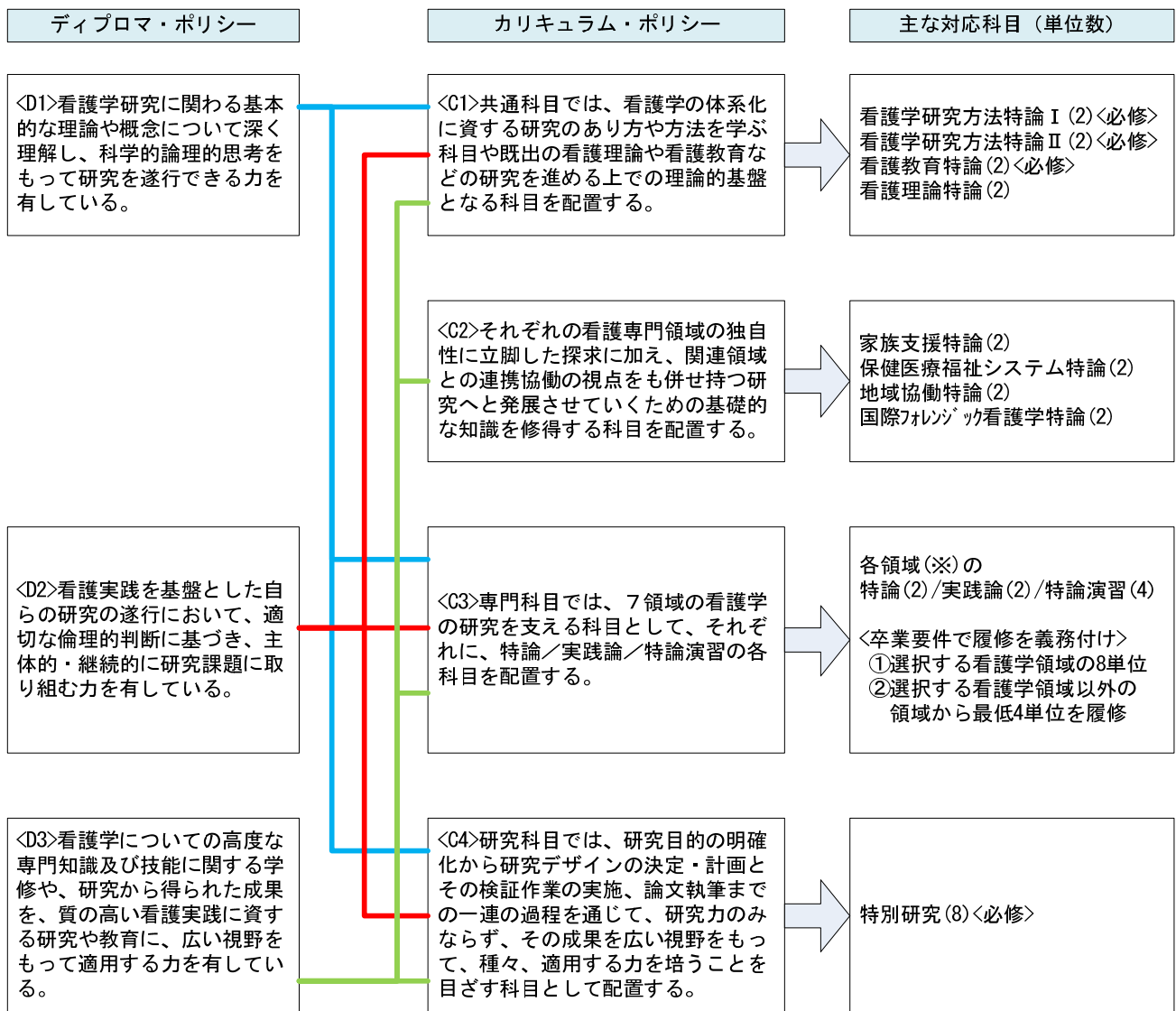
院生の科目履修における選択の幅を広げるため、共通科目における必修科目の配置は最小限に留めておりましたが、ご指摘の通り、本研究科は看護学分野における研究力や教育力を有する人材の育成を目的として掲げており、「看護教育特論」はその目的達成のために必須となる科目であることから、必修科目に設定します。

上記の対応とあわせ、カリキュラム・ポリシーの区分を一部変更(従来の<1>を内容は変更せず、<1><2>に分割)した上で、改めて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、教育課程の編成(主な対応科目)に関する関連を以下のように図示し、整合性を図ります。その点については、「設置の趣旨等を記載した書類」の「4. 教育課程の編成の考え方及び特色」にも記載いたします。

まず、ディプロマ・ポリシー<D1>の「看護学研究に関わる基本的な理論や概念について深く理解し、科学的論理的思考をもって研究を遂行できる力を有している。」については、カリキュラム・ポリシー<C1><C3><C4>に従って配置された科目の履修から目標達成します。<C1>に相当する科目としては、研究のあり方や方法を学ぶ「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」、研究を進める上での理論的基盤となる「看護教育特論」「看護理論特論」があり、<C3>には研究を支える科目として、各領域の特論／実践論／特論演習があり、<C4>には、特別研究が相当します。

ディプロマ・ポリシー<D2>の「看護実践を基盤とした自らの研究の遂行において、適切な倫理的判断に基づき、主体的・継続的に研究課題に取り組む力を有している。」については、同様に、カリキュラム・ポリシー<C1><C3><C4>に従って配置された各科目から、目標達成します。

ディプロマ・ポリシー<D3>の「看護学についての高度な専門知識及び技能に関する学修や、研究から得られた成果を、質の高い看護実践に資する研究や教育に、広い視野をもって適用する力を有している。」については、同様に、カリキュラム・ポリシー<C1>～<C4>に従って目標達成します。中でも、<C2>のカリキュラム・ポリシーに相当する科目は、関連領域との連携協働の視点からの学びを深め、本学全体としての教育目標「ふつうのくらしのしあわせ」をも達成するための科目として配置しています。



**【卒業要件及び履修方法】**

本研究科に2年以上在学し、共通科目から10単位以上(必修6単位を含む)、専門科目から12単位以上(選択する看護学領域の8単位を含む)、特別研究8単位、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文の審査および最終試験に合格すること。

(※) 看護学領域

看護方法学、成人看護学、精神看護学、地域看護学、老年看護学、ウィメンズヘルス看護学、小児看護学



(新旧対照表) 教育課程の概要 (1 ページ)

新	旧
「看護教育特論」単位数、必修・選択・自由区分  「看護教育特論」 2 単位、必修	「看護教育特論」単位数、必修・選択・自由区分  「看護教育特論」 2 単位、選択

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (7 ページ)

新	旧
<p>4 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(略)</p> <p>2) 教育課程の編成方針 (カリキュラム・ポリシー)</p> <p>本研究科では、共通科目、専門科目、研究科目の3つの科目群で教育課程を編成し、実施する。</p> <p>&lt;1&gt;共通科目では、看護学の体系化に資する研究のあり方や方法を学ぶ科目や既出の看護理論や看護教育などの研究を進める上での理論的基盤となる科目を配置する。</p> <p>&lt;2&gt;それぞれの看護専門領域の独自性に立脚した探求に加え、関連領域との連携協働の視点をも併せ持つ研究へと発展させていくための基礎的な知識を修得する科目を配置する。</p> <p>&lt;3&gt;専門科目では、7領域の看護学の研究を支える科目として、それぞれに、特論／実践論／特論演習の各科目を配置する。</p> <p>&lt;4&gt;研究科目では、研究目的の明確化から研究デザインの決定・計画とその検証作業の実施、論文執筆までの一連の過程を通じて、研究力のみならず、その成果を広い視野をもって、種々、適用する力を培うことを目指す科目として配置する。</p>	<p>4 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(略)</p> <p>2) 教育課程の編成方針 (カリキュラム・ポリシー)</p> <p>本研究科では、共通科目、専門科目、研究科目の3つの科目群で教育課程を編成し、実施する。</p> <p>&lt;1&gt;共通科目では、看護学の体系化に資する研究のあり方や方法を学ぶ科目や既出の看護理論や看護教育などの研究を進める上での理論的基盤となる科目を配置する。同時に、それぞれの看護専門領域の独自性に立脚した探求に加え、関連領域との連携協働の視点をも併せ持つ研究へと発展させていくための基礎的な知識を修得する科目を配置する。</p> <p>&lt;2&gt;専門科目では、7領域の看護学の研究を支える科目として、それぞれに、特論／実践論／特論演習の各科目を配置する。</p> <p>&lt;3&gt;研究科目では、研究目的の明確化から研究デザインの決定・計画とその検証作業の実施、論文執筆までの一連の過程を通じて、研究力のみならず、その成果を広い視野をもって、種々、適用する力を培うことを目指す科目として配置する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (7 ページ)

新	旧
<p>4 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(略)</p> <p>3) 教育課程の編成 (1) 共通科目</p> <p>(略)</p> <p>まず、看護学の体系化に資する研究のあり方や方法について学ぶ科目として、「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」「看護教育特論」を各2単位(必修)で配置する。また、看護学の学問体系や教育の歴史や現在の動向など、研究を進める上での理論的基盤となる科目として、「看護理論特論」を2単位(選択)で1年次前期に配置する。</p> <p>(略)</p> <p>この配置により、「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」「看護教育特論」の3科目を必修とすると同時に、「家族支援特論」「保健医療福祉システム特論」「地域協働特論」「国際フォレンジック看護学特論」4科目から、少なくとも1科目2単位以上を履修するように設定している。</p>	<p>4 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(略)</p> <p>3) 教育課程の編成 (1) 共通科目</p> <p>(略)</p> <p>まず、看護学の体系化に資する研究のあり方や方法について学ぶ科目として、「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」を各2単位(必修)で配置する。また、看護学の学問体系や教育の歴史や現在の動向など、研究を進める上での理論的基盤となる科目として、「看護理論特論」「看護教育特論」を各2単位(選択)で1年次前期に配置する。</p> <p>(略)</p> <p>この配置により、「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」の2科目を必修とすると同時に、「家族支援特論」「保健医療福祉システム特論」「地域協働特論」「国際フォレンジック看護学特論」4科目から、少なくとも1科目2単位以上を履修するように設定している。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (9 ページ)

新	旧
<p>ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、教育課程の編成(主な対応科目)に関する関連を以下のように図示し、整合性を図る。</p> <p>まず、ディプロマ・ポリシー&lt;D1&gt;の「看護学研究に関わる基本的な理論や概念について深く理解し、科学的論理的思考をもって研究を遂行できる力を有している。」については、カリキュラム・ポリシー&lt;C1&gt;&lt;C3&gt;&lt;C4&gt;に従って配置された科目の履修から目標達成する。&lt;C1&gt;に相当する科目としては、研究のあり方や方法を学ぶ「看護</p>	<p>(追加)</p>

<p>学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」、研究を進める上での理論的基盤となる「看護教育特論」「看護理論特論」があり、〈C3〉には研究を支える科目として、各領域の特論／実践論／特論演習があり、〈C4〉には、特別研究が相当する。</p> <p>ディプロマ・ポリシー〈D2〉の「看護実践を基盤とした自らの研究の遂行において、適切な倫理的判断に基づき、主体的・継続的に研究課題に取り組む力を有している。」については、同様に、カリキュラム・ポリシー〈C1〉〈C3〉〈C4〉に従って配置された各科目から、目標達成する。</p> <p>ディプロマ・ポリシー〈D3〉の「看護学についての高度な専門知識及び技能に関する学修や、研究から得られた成果を、質の高い看護実践に資する研究や教育に、広い視野をもって適用する力を有している。」については、同様に、カリキュラム・ポリシー〈C1〉～〈C4〉に従って目標達成する。中でも、〈C2〉のカリキュラム・ポリシーに相当する科目は、関連領域との連携協働の視点からの学びを深め、本学全体としての教育目標「ふつうのくらしのしあわせ」をも達成するための科目として配置している。</p> <p>(図の変更)</p>	
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (13 ページ)

新	旧
<p>6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>1) 教育方法</p> <p>本研究科では、看護学の専門的探求を通じて、看護学の体系化に資する研究力や教育力を有する人材を育成するために、教育課程は共通科目、専門科目、研究科目の3つの科目群で編成し、合計30単位以上を修得する。</p> <p>共通科目では、看護学体系化に資する研究のあり方を学び研究能力育成の基礎を養うために、「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」「看護教育特論」(各2単位、計6単位)を必修科目とし、研究を進める上での理論的基盤となる科目として「看護理論特論」(各2単位)を配置している。また、それぞれの看護専門領域</p>	<p>6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>1) 教育方法</p> <p>本研究科では、看護学の専門的探求を通じて、看護学の体系化に資する研究力や教育力を有する人材を育成するために、教育課程は共通科目、専門科目、研究科目の3つの科目群で編成し、合計30単位以上を修得する。</p> <p>共通科目では、看護学体系化に資する研究のあり方を学び研究能力育成の基礎を養うために、「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」(各2単位、計4単位)を必修科目とする。また、それぞれの看護専門領域と関連領域との連携協働の視点を併せ持つ研究へと発展させていくための基礎的な知識を修得する科目である</p>

<p>と関連領域との連携協働の視点を併せ持つ研究へと発展させていくための基礎的な知識を修得する科目である「家族支援特論」「保健医療福祉システム特論」「地域協働特論」「国際フォレンジック看護学特論」(各2単位)の中から少なくとも1科目以上を履修するように設定し、合計10単位以上を履修する。</p>	<p>「家族支援特論」「保健医療福祉システム特論」「地域協働特論」「国際フォレンジック看護学特論」(各2単位)の中から少なくとも1科目以上を履修するように設定している。さらに、研究を進める上での理論的基盤となる科目として「看護教育特論」「看護理論特論」(各2単位)を配置し、合計10単位以上を履修する。</p>
--	---

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (13 ページ)

新	旧
<p>2) 履修指導方法 (略)</p> <p>(2) 履修モデル (略)</p> <p>① 選択する看護学領域：『看護方法学領域』 資料5の①に示すように、選択する看護学領域として『看護方法学領域』を選択した院生は、共通科目から必修科目である「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」「看護教育特論」各2単位を1年前期・後期に履修する。</p> <p>(略)</p> <p>② 選択する看護学領域：『地域看護学領域』 資料5の②に示すように、選択する看護学領域を『地域看護学領域』とする院生は、共通科目の必修科目である「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」「看護教育特論」各2単位を1年前期・後期に履修し、地域連携活動の実際について学修する「地域協働特論」2単位と「国際フォレンジック看護学特論」2単位を1年後期に履修する。</p> <p>(略)</p>	<p>2) 履修指導方法 (略)</p> <p>(2) 履修モデル (略)</p> <p>① 選択する看護学領域：『看護方法学領域』 資料5の①に示すように、選択する看護学領域として『看護方法学領域』を選択した院生は、共通科目から必修科目である「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」各2単位を1年前期・後期に履修する。</p> <p>(略)</p> <p>② 選択する看護学領域：『地域看護学領域』 資料5の②に示すように、選択する看護学領域を『地域看護学領域』とする院生は、共通科目の必修科目である「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」各2単位を1年前期・後期に履修し、地域連携活動の実際について学修する「地域協働特論」2単位を1年後期に履修し、さらに看護職が備えるべき教育技法を展開する力を培うために「看護教育特論」2単位を2年前期に学修する。</p> <p>(略)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (18 ページ)

新	旧
<p>4) 修了要件 (略)</p> <p>(2)修了要件 本研究科に2年以上在学し、共通科目から10単位以上(必修6単位を含む)、専門科目から12単位以上(選択する看護学領域の8単位を含む)、特別研究8単位、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文審査及び最終試験に合格すること。</p>	<p>4) 修了要件 (略)</p> <p>(2)修了要件 本研究科に2年以上在学し、共通科目から10単位以上(必修4単位を含む)、専門科目から12単位以上(選択する看護学領域の8単位を含む)、特別研究8単位、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文審査及び最終試験に合格すること。</p>

(是正事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

7. <研究科目の授業計画等が不明確>

研究科目の授業計画等について、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに、必要に応じて修正すること。

- (1) 「特別研究」の研究指導体制について、指導教員の専門領域がシラバス上に明示されておらず、各領域における適切な指導体制が担保されているのか不明確であることから、明確に説明すること。また、当該科目の講義内容が、限定的な課題設定となっているものが含まれているように見受けられることから、課題設定の適正性についても併せて明確に説明すること。
- (2) 「特別研究」について、シラバス上に授業計画が明示されておらず、修士論文の作成プロセスとの関係性が不明確である。また、係る研究指導と、関連性が高い他の科目（特論・実践論・演習）とが具体的にどのように展開されるかが不明確であることから、これらについて具体的に説明すること。
- (3) 研究科目である「特別研究」を除き、全ての科目の授業形態が講義形式となっており、看護研究者や看護教育者の育成を目的とする本研究科の授業計画として適正なものか疑義がある。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を含め、授業計画の適正性について明確に説明すること。

(対応)

(1) 「特別研究」の研究指導体制について、「指導教員の専門領域がシラバス上に明示されておらず、各領域における適切な指導体制が担保されているのか不明確である」のご指摘につきましては、ご指摘の通りですので、「特別研究」のシラバスに、全ての看護学領域および指導教員名を付し専門領域と指導体制を明確にいたしました。また、「当該科目の講義内容が、限定的な課題設定となっているものが含まれているように見受けられる」というご指摘につきましては、講義内容の見直しを行い、指導教員自身の研究課題例がそのまま記載されていたものがありましたので、教育目標に照らし、適切な記載に修正いたしました。

(2) 「特別研究」について、「シラバス上に授業計画が明示されておらず、修士論文の作成プロセスとの関係性が不明確である。また、係る研究指導と、関連性が高い他の科目（特論・実践論・演習）とが具体的にどのように展開されるかが不明確である」とのご指摘につきましては、説明が不足しておりました。設置趣旨に記載しておりました「6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」に記載しておりました研究指導方法と照らし合わせ、修士論文作成に至るプロセスを再考し、「特別研究」のシラバスに明記し、設置趣旨につきまして一部修正いたしました。

「特別研究」と関連性の高い科目である「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」及び各看護学領域の「特論」「実践論」「特論演習」との相互の展開については、再度確認をいたしました。なお、「特別研究」と関連性が高い「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」各看護学領域の「特論」「実践論」「特論演習」のシラバス内の本科目の関連科目に「特別研究」を加えました。

「特別研究」と関連性の高い科目との相互展開は以下の通りです。

「特別研究」の1年前期の学習目標は、文献検討により研究課題と研究背景、目的、意義を明確にすることとしております。そこで、「看護学研究方法特論Ⅰ」において、基本的な看護研究方法に関する知識を身につけ、各看護学領域の「特論」により、対象や現象の特性に関する基礎的な理論や知識を学修し、各看護学領域の「特論演習」を通して、自らの研究に関する研究課題を明確にし、研究疑問との比較対照を行い、研究課題の新規性について明らかにします。

「特別研究」の1年後期の学習目標は、研究目的に適した研究方法の選択と、研究計画の作成と倫理審査に関する資料の作成です。そこで、「看護学研究方法特論Ⅱ」において質的および量的データ収集の具体的方法を学修し、各看護学領域の「実践論」を通して、看護実践の構造や環境についての特

徴と既存研究や自らが行う研究との関連についての理解を深め、各看護学領域の「特論演習」を通して、自らの研究に関する研究計画書の作成に向けて具体的に進めていきます。

「特別研究」の2年前期・後期につきましては、関連科目の関連性の学修をふまえ、研究計画に基づきデータ収集・分析を行い、修士論文を作成していきます。

シラバス上の授業の進め方と、修士論文作成のプロセスに不整合がある科目がございましたので、シラバスに追記・修正いたしました。シラバスに追記・修正した科目は、「成人看護学特論演習」「精神看護学特論演習」「地域看護学特論演習」「老年看護学実践論」「ウィメンズヘルス看護学特論演習」です。

- (3)「研究科目である「特別研究」を除き、全ての科目の授業形態が講義形式となっており、看護研究者や看護教育者の育成を目的とする本研究科の授業計画として適正なものか疑義がある」とのご指摘につきまして再検討いたしました。従前より、授業計画の中で講義形式・演習形式を適宜取り入れながら実施する予定にしておりましたが、「講義」と記載しておりました。

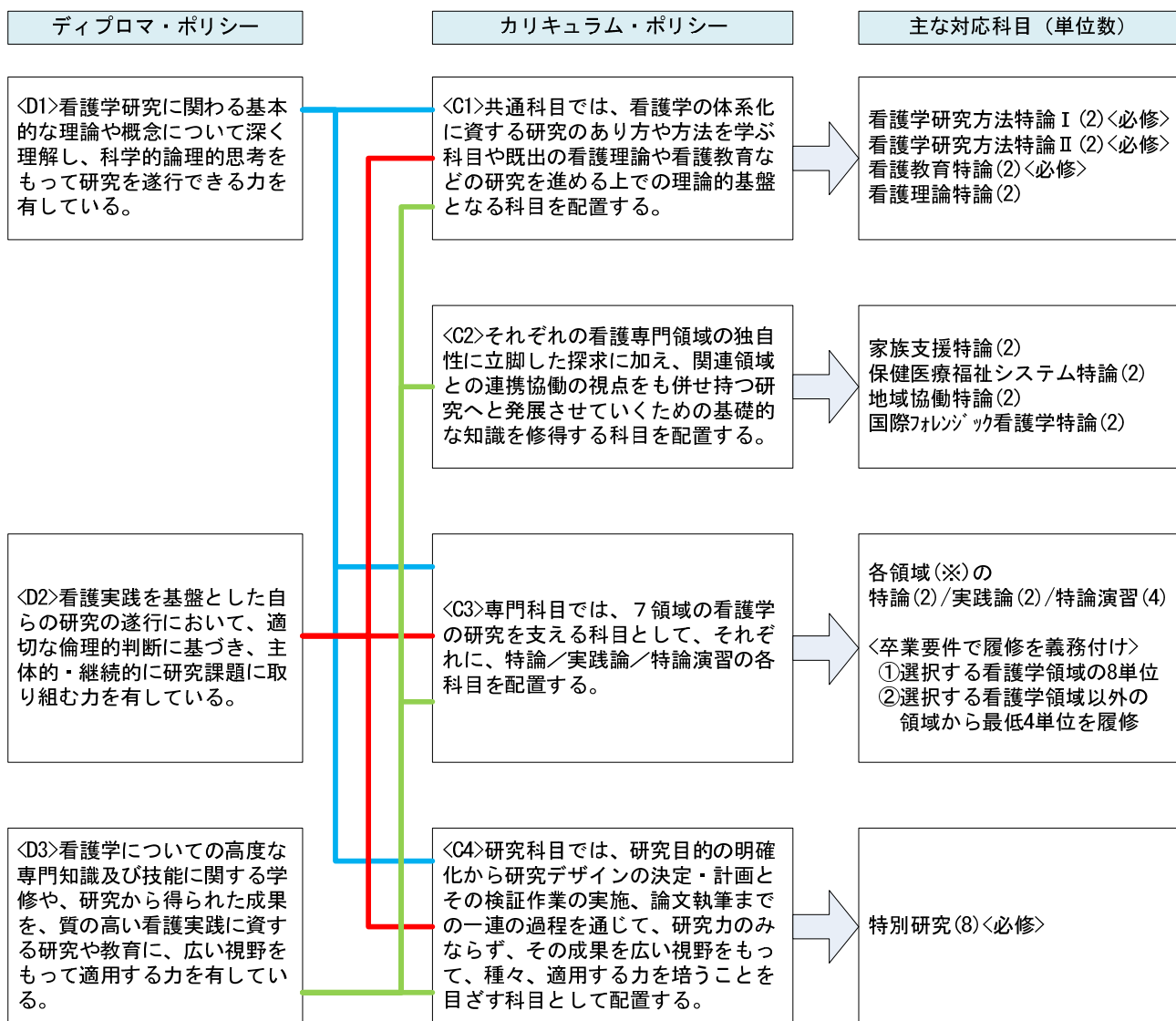
「特論演習」は、ディプロマ・ポリシーにあります、自らの研究を遂行するための科学的論理的思考や主体的・継続的に取り組む能力の修得がより期待される科目と考えますので、授業形態を演習科目として改めさせていただきました。

「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を含め、授業計画の適正性について明確に説明すること」とのご指摘につきましては、改めて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、教育課程の編成（主な対応科目）に関する関連を以下のように図示し、整合性を図ります。その点については、「設置の趣旨等を記載した書類」の「4. 教育課程の編成の考え方及び特色」にも記載いたします。

まず、ディプロマ・ポリシー<D1>の「看護学研究に関わる基本的な理論や概念について深く理解し、科学的論理的思考をもって研究を遂行できる力を有している」については、カリキュラム・ポリシー<C1><C3><C4>に従って配置された科目の履修から目標達成します。<C1>に相当する科目としては、研究のあり方や方法を学ぶ「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」、研究を進める上での理論的基盤となる「看護教育特論」「看護理論特論」があり、<C3>には研究を支える科目として、各領域の特論／実践論／特論演習があり、<C4>には、特別研究が相当します。

ディプロマ・ポリシー<D2>の「看護実践を基盤とした自らの研究の遂行において、適切な倫理的判断に基づき、主体的・継続的に研究課題に取り組む力を有している。」については、同様に、カリキュラム・ポリシー<C1><C3><C4>に従って配置された各科目から、目標達成します。

ディプロマ・ポリシー<D3>の「看護学についての高度な専門知識及び技能に関する学修や、研究から得られた成果を、質の高い看護実践に資する研究や教育に、広い視野をもって適用する力を有している」については、同様に、カリキュラム・ポリシー<C1>～<C4>に従って目標達成します。中でも、<C2>のカリキュラム・ポリシーに相当する科目は、関連領域との連携協働の視点からの学びを深め、本学全体としての教育目標「ふつうのくらしのしあわせ」をも達成するための科目として配置しています。



**【卒業要件及び履修方法】**

本研究科に2年以上在学し、共通科目から10単位以上(必修6単位を含む)、専門科目から12単位以上(選択する看護学領域の8単位を含む)、特別研究8単位、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文の審査および最終試験に合格すること。

(※) 看護学領域

看護方法学、成人看護学、精神看護学、地域看護学、老年看護学、ウィメンズヘルス看護学、小児看護学



## □演習科目 (研究科目)

科目名	特別研究	8 単位
担当者	宮腰由紀子、新美綾子、白尾久美子、大野晶子、長江美代子、古澤亜矢子、水谷聖子、大橋裕子、森礼子、天野瑞枝、平田弘美、木村暢男、岡田由香、大橋幸美、山口桂子、河合洋子	
テーマ	修士論文のための研究計画書と論文の作成	
科目のねらい	<p>&lt;キーワード&gt; ①文献検討 ②研究計画書 ③研究方法 ④データ収集・分析 ⑤論文作成</p> <p>&lt;内容の要約&gt; 学生自らの主体的問題意識から発する各看護学分野における研究疑問を、既存文献検討を経て研究課題を明確にして、解明に適切な手法による実行可能な具体的研究計画と計画の実施に必要な倫理申請書を作成して実施し、得られた結果を十分に解釈して研究課題を解明し、それらを論文として完成させるとともに口頭発表する。この一連の過程に必要な方法の知識・技術・態度を十分な指導により学修し、看護現象の探求から看護学の知識形成する力を強化させ、研究に取り組む真摯な姿勢と自立した研究者を目指す力を獲得する。</p> <p><b>看護方法学領域</b>〔宮腰由紀子・新美綾子〕 看護技術・看護教育などの看護方法に関する研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて主体的に取り組み、修士論文を作成する。</p> <p><b>成人看護学領域</b>〔白尾久美子・大野晶子〕 成人看護学領域に関わる患者および家族の早期回復に向けた身体的・心理的ケアや、がんを含めた慢性疾患に対するセルフケア促進に向けたケアなど、解決すべき研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて主体的に取り組み、修士論文を作成する。</p> <p><b>精神看護学領域</b>〔長江美代子・古澤亜矢子〕 精神看護及び保健に関する課題の中で、家族・職場・医療・地域社会などの関係性によって生じる精神的健康問題や精神病理に関する研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて修士論文を作成する。</p> <p><b>地域看護学領域</b>〔水谷聖子・大橋裕子・森礼子〕 地域社会で生活する人々のライフステージや価値観、様々な健康課題をふまえて、健康マイノリティや在留外国人を含めた生活の質の向上に向けた研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて修士論文を作成する。</p> <p><b>老年看護学領域</b>〔天野瑞枝・平田弘美・木村暢男〕 様々な健康障害をもつ高齢者や高齢者を看護・介護する人々に関わる研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて修士論文を作成する。</p> <p><b>ウィメンズヘルス看護学領域</b>〔岡田由香・大橋幸美〕 ウィメンズヘルス領域における実践的ケアの質向上のために、ライフサイクルやマタニティサイクルに対応した女性及びその家族に対する健康支援について研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて修士論文を作成する。</p> <p><b>小児看護学領域</b>〔山口桂子・河合洋子〕 様々な健康レベルにある子どもと家族の看護や小児看護学教育に関する研究課題を明確にし、記述的研究や支援に関わるケア研究などの研究実施のプロセスをふまえて、主体的に取り組み、修士論文を作成する。</p>	

	<p>&lt;学習目標&gt;</p> <p><b>1年前期</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文献検討により、研究課題を決定することができる。</li> <li>2. 文献検討により、研究課題に関する研究の背景、目的、意義を明確にすることができる。</li> </ol> <p>【関連科目との関連】</p> <p>※「看護学研究方法特論Ⅰ」において基本的な看護研究方法に関する知識を身につけ、各看護学領域の「特論」により、対象や現象の特性に関する基礎的な理論や知識を学修し、各看護学領域の「特論演習」を通して、自らの研究に関する研究課題を明確にし、研究疑問との比較対照を行い、研究課題の新規性について明らかにする。</p> <p><b>1年後期</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 研究目的に適した研究方法を選択することができる。</li> <li>4. 研究計画書を作成することができる。</li> <li>5. 倫理審査に関わる書類を作成することができる。</li> </ol> <p>【関連科目との関連】</p> <p>※「看護学研究方法特論Ⅱ」において質的および量的データ収集の具体的方法を学修し、各看護学領域の「実践論」を通して、看護実践の構造や環境についての特徴と既存研究や自らが行う研究との関連についての理解を深め、各看護学領域の「特論演習」を通して、自らの研究に関する研究計画書の作成に向けて具体的に進めていく。</p> <p><b>2年前期</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 研究計画に基づきデータを収集することができる。</li> <li>7. 収集したデータについて適切に分析することができる。</li> </ol> <p><b>2年後期</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 修士論文を作成することができる。</li> <li>9. 修士論文の審査に向けた準備をすることができる。</li> </ol>
<p>授業の進め方</p>	<p><b>1年前期</b></p> <p>第1回                   オリエンテーション       修士論文作成に至るプロセスの確認</p> <p>第2回                   研究疑問の検討</p> <p>第3回～第5回       研究疑問に関する文献検討</p> <p>第6回・第7回       研究課題の決定</p> <p>第8回～第15回   研究課題に関する研究背景を明らかにするための文献検討</p> <p><b>1年後期</b></p> <p>第16回～第18回   研究目的と研究意義の明確化</p> <p>第19回～第23回   研究目的に適した研究方法の検討選択</p> <p>第24回～第27回   研究計画書の作成</p> <p>第28回～第30回   倫理審査に関わる書類の作成</p> <p><b>2年前期</b></p> <p>第31回～第33回   倫理審査承認後、データ収集のための手続き</p> <p>第34回～第45回   データ収集とデータ分析</p> <p><b>2年後期</b></p> <p>第46回～第49回   結果の構成の検討と執筆</p> <p>第50回～第55回   考察の構成の検討と執筆</p> <p>第56回～第58回   修士論文の執筆</p> <p>第59回・第60回   修士論文審査に向けた準備</p>
<p>事前学習の内容 学習上の注</p>	<p>事前学習 予習：「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」及び、各看護学領域の「特論」</p>

<p><b>意</b></p>	<p>「実践論」「特論演習」の履修と共に、授業の進め方によって、事前課題に向けた準備をする。  復習：授業内で受けた指導を基に再考する。  学習上の注意  「看護学研究方法特論Ⅰ」「看護学研究方法特論Ⅱ」及び、各看護学領域の「特論」「実践論」「特論演習」での学修内容を活用しながら、修士論文の作成に向けて計画的に準備を進める。</p>
<p><b>本科目の 関連科目</b></p>	<p>看護学研究方法特論Ⅰ、看護学研究方法特論Ⅱ、各看護学領域の特論、実践論、特論演習</p>
<p><b>成績評価 方法と基準</b></p>	<p>研究計画書（40点）及び、修士論文（60点）を合わせて、総合的に評価する。</p>

□演習科目（研究科目）

科目名	特別研究	8 単位
担当者	※以下参照	
目的	学生自らの主体的問題意識から発する各看護学分野における研究疑問を、既存文献検討を経て研究課題を明確にして、解明に適切な手法による実行可能な具体的研究計画と計画の実施に必要な倫理申請書を作成して実施し、得られた結果を十分に解釈して研究課題を解明し、それらを論文として完成させるとともに口頭発表する。この一連の過程に必要な方法の知識・技術・態度を十分な指導により学修し、看護現象の探求から看護学の知識形成する力を強化させ、研究に取り組む真摯な姿勢と自立した研究者を目指す力を獲得する。	
内容	※以下参照	
成績評価方法と基準	研究計画書（40 点）及び、修士論文（60 点）を合わせて評価する。	
担当者	内容	
岡田由香	ウィメンズヘルス領域における実践的ケアの質向上を図る課題について、研究指導する。	
河合洋子	慢性疾患等の子どもの支援における課題について、研究指導する。	
白尾久美子	急性期にある患者および家族に対する早期回復に向けた看護ケアや心理的援助に関する課題について、研究指導する。	
長江美代子	暴力、ハラスメント、虐待、およびこれらの心的トラウマを取り上げ、メンタルヘルスおよび精神病理の包括的アセスメントと介入の課題について、研究指導する。	
野口一重	地域データの疫学的情報解析で見出される保健・医療政策に関する課題について、研究指導する。	
平田弘美	様々な健康障害をもつ高齢者やその高齢者の介護者に関する課題について研究指導する。	
水谷聖子	ホームレス、生活困窮者や在日外国人など地域で生活する健康マイノリティの人々への看護の課題について、研究指導する。	
宮腰由紀子	看護技術・看護教育など看護方法に関する課題について、研究指導する。	
山口桂子	様々な健康レベルにある子どもと家族の看護に関する記述研究や小児看護学教育の課題について研究指導する。	
大野晶子	がんを含む慢性疾患やその治療による症状や苦痛のある患者に対する緩和ケアが抱える課題について、研究指導する。	
大橋裕子	在留外国人など地域で生活する人々が抱える課題について看護の視点から研究指導する。	
大橋幸美	妊娠期から子育て期における母性・父性・親性と家族への援助、子ども虐待に関する課題について研究指導する。	
木村暢男	認知症高齢者と家族の健康および生活上の課題について、研究指導する。	
新美綾子	看護技術・看護教育及び災害看護活動の内容と効果評価に関する課題について、研究指導する。	
古澤亜矢子	精神看護および保健に関する課題の中で特に家族・職場・医療・地域社会等との関係性によって生じる精神的問題への看護に関する課題について、研究指導する。	
森礼子	公衆衛生看護の視点から、地域で結核療養している人々への健康課題について、研究指導する。	

新	旧
<p>(概要)</p> <p>学生自らの主体的問題意識から発する各看護学領域における研究疑問を、既存文献の検討を経て研究課題を明確にし、課題解明のための適切な手法による実行可能な具体的研究計画を作成する。また、研究計画の遂行に必要な倫理審査を経てデータ収集し、得られた結果を十分に解釈して研究課題を解明し、それらを論文として完成させるとともに口頭発表する。この一連の過程に必要な方法の知識・技術・態度を十分な指導を受けて学修し、看護現象の探求から看護学の知識を形成する力を強化させ、研究に取り組む真摯な姿勢と自立した研究者を目指す力を獲得する。</p> <p>看護方法学領域〔宮腰由紀子・新美綾子〕</p> <p>看護技術・看護教育などの看護方法に関する研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて主体的に取り組み、修士論文を作成する。</p> <p>成人看護学領域〔白尾久美子・大野晶子〕</p> <p>成人看護学領域に関わる患者および家族の早期回復に向けた身体的・心理的ケアや、がんを含めた慢性疾患に対するセルフケア促進に向けたケアなど、解決すべき研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえ主体的に取り組み、修士論文を作成する。</p> <p>精神看護学領域〔長江美代子・古澤亜矢子〕</p> <p>精神看護及び保健に関する課題の中で、家族・職場・医療・地域社会などの関係性によって生じる精神的健康問題や精神病理に関する研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて修士論文を作成する。</p> <p>地域看護学領域〔水谷聖子・大橋裕子・森礼子〕</p> <p>地域社会で生活する人々のライフステージや価値観、様々な健康課題をふまえ、健康マイノリティや在留外国人を含めた生活の質の向上に向けた研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて修士論文を作成する。</p> <p>老年看護学領域〔天野瑞枝・平田弘美・木村暢男〕</p>	<p>(概要)</p> <p>学生自らの主体的問題意識から発する各看護学分野における研究疑問を、既存文献検討を経て研究課題を明確にして、解明に適切な手法による実行可能な具体的研究計画と計画の実施に必要な倫理申請書を作成して実施し、得られた結果を十分に解釈して研究課題を解明し、それらを論文として完成させるとともに口頭発表する。この一連の過程に必要な方法の知識・技術・態度を十分な指導により学修し、看護現象の探求から看護学の知識形成する力を強化させ、研究に取り組む真摯な姿勢と自立した研究者を目指す力を獲得する。</p> <p>(1 岡田由香)</p> <p>ウィメンズヘルス領域における実践的ケアの質向上を図る課題について、研究指導する。</p> <p>(2 河合洋子)</p> <p>慢性疾患等の子どもの支援における課題について、研究指導する。</p> <p>(3 白尾久美子)</p> <p>急性期にある患者および家族に対する早期回復に向けた看護ケアや心理的援助に関する課題について、研究指導する。</p> <p>(4 長江美代子)</p> <p>暴力、ハラスメント、虐待、およびこれらの心的トラウマを取り上げ、メンタルヘルスおよび精神病理の包括的アセスメントと介入の課題について、研究指導する。</p> <p>(5 野口一重)</p> <p>地域データの疫学的情報解析で見出される保健・医療政策に関する課題について、研究指導する。</p> <p>(6 平田弘美)</p> <p>様々な健康障害をもつ高齢者やその高齢者の介護者に関する課題について研究指導する。</p> <p>(7 水谷聖子)</p>

様々な健康障害をもつ高齢者や高齢者を看護・介護する人々に関わる研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて修士論文を作成する。

ウィメンズヘルス看護学領域〔岡田由香・大橋幸美〕

ウィメンズヘルス領域における実践的ケアの質向上のために、ライフサイクルやマタニティサイクルに対応した女性及びその家族に対する健康支援について研究課題を明確にし、研究プロセスをふまえて修士論文を作成する。

小児看護学領域〔山口桂子・河合洋子〕

様々な健康レベルにある子どもと家族の看護や小児看護学教育に関する研究課題を明確にし、記述的研究や支援に関わるケア研究などの研究実施のプロセスをふまえて、主体的に取り組み、修士論文を作成する。

ホームレス、生活困窮者や在日外国人など地域で生活する健康マイノリティの人々への看護の課題について、研究指導する。

(8 宮腰由紀子)

看護技術・看護教育など看護方法に関する課題について、研究指導する。

(9 山口桂子)

様々な健康レベルにある子どもと家族の看護に関する記述研究や小児看護学教育の課題について研究指導する。

(10 大野晶子)

がんを含む慢性疾患やその治療による症状や苦痛のある患者に対する緩和ケアが抱える課題について、研究指導する。

(11 大橋裕子)

在留外国人など地域で生活する人々が抱える課題について看護の視点から研究指導する。

(12 大橋幸美)

妊娠期から子育て期における母性・父性・親性と家族への援助、子ども虐待に関する課題について研究指導する。

(13 木村暢男)

認知症高齢者と家族の健康および生活上の課題について、研究指導する。

(14 新美綾子)

看護技術・看護教育及び災害看護活動の内容と効果評価に関する課題について、研究指導する。

(15 古澤亜矢子)

精神看護および保健に関する課題の中で特に家族・職場・医療・地域社会等との関係性によって生じる精神的問題への看護に関する課題について、研究指導する。

(16 森礼子)

公衆衛生看護の視点から、地域で結核療養している人々への健康課題について、研究指導する。

	る。
--	----

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (14 ページ)

新	旧
<p>3) 研究指導方法 (1)研究指導のプロセス</p> <p>(略)</p> <p>③研究課題の決定 (1 年次前期)</p> <p>主指導教員は副指導教員と連携しながら、院生の研究課題の明確化に向けて、各看護学領域の「特論」「特論演習」及び「特別研究」を通して、院生が検討できるように支援する。院生は、「看護研究方法特論Ⅰ」において看護研究方法に関する基本的な知識を身につけ、「特論」では対象や現象の特性に関する基礎的な理論や知識を深め、「特論演習」及び「特別研究」を通じて、自らの研究課題を明確にするための文献検討を行い、研究課題の明確化し、研究の目的、意義を明らかにする。</p> <p>④研究計画書の作成 (1 年次後期: 9 月～12 月)</p> <p>主指導教員は副指導教員と連携しながら、院生の研究課題に基づく研究計画書の作成に向けて、各看護学領域の「実践論」「特論演習」及び「特別研究」を通して、院生が研究計画を立案できるように導く。院生は、「看護研究方法特論Ⅱ」において、質的および量的データ収集の具体的方法を学修し、「実践論」では、看護実践の構造や環境についての特徴や既存研究や自らの行う研究との関連についての理解を深め、「特論演習」及び「研究特論」を通じて研究計画書を作成する。</p> <p>⑤研究計画書の提出・発表及び審査 (1 年次後期: 1 月～2 月)</p> <p>(略)</p> <p>⑥人を対象とする研究に関する倫理審査 (1 年次後期: 3 月まで)</p>	<p>3) 研究指導方法 (1)研究指導のプロセス</p> <p>(略)</p> <p>③研究課題の決定 (1 年次 6 月)</p> <p>主指導教員は副指導教員と連携しながら、院生の研究課題の明確化に向けて、各看護学領域の「特論」「特論演習」「特別研究」を通して、院生が検討できるように支援する。</p> <p>④研究計画書の作成 (1 年次 7 月～1 年次 1 月)</p> <p>主指導教員は副指導教員と連携しながら、院生の研究課題に基づく研究計画書の作成に向けて、「特論」「実践論」「特論演習」「特別研究」を通して、院生が研究計画を立案できるように導く。</p> <p>⑤研究計画書の提出・発表及び審査 (1 年次 1 月～2 月)</p> <p>(略)</p> <p>⑥人を対象とする研究に関する倫理審査 (1 年次 3 月まで)</p> <p>(略)</p> <p>⑦データ収集 (2 年次 4 月～7 月)</p> <p>院生は、倫理審査の承認後、研究計画に基づきデータ収集を開始する。データ収集に関しては、「特別研究」を通して定期的に主指導教員及び副指導教員より指導・助言を行う。</p> <p>⑧データ分析・修士論文作成 (2 年次 8 月～12 月)</p> <p>院生は、研究計画に基づき、主指導教員及び副</p>

<p>(略)</p> <p>⑦データ収集・データ分析（2年次前期）  院生は、倫理審査の承認後、研究計画に基づきデータ収集を開始する。データ収集とデータ分析に関しては、「特別研究」を通して定期的に主指導教員及び副指導教員より指導・助言を行う。</p> <p>⑧修士論文作成（2年次後期：9月～12月）  院生は、結果および考察の構成について検討し、修士論文を執筆する。主指導教員及び副指導教員は「特別研究」を通じて、定期的により指導・助言を行い、修士論文の執筆に向けて指導を行う。</p> <p>⑨修士論文提出及び主査・副査の決定（2年次後期：1月上旬）  院生は、主指導教員及び副指導教員の確認を受け、指定された提出日までに修士論文を提出する。提出後、「特別研究」において、修士論文審査に向けた準備を主指導教員及び副指導教員により支援する。  研究科委員会は、提出された修士論文について、主査1名、副査2名を選出し院生へ通知する。公平性及び透明性を担保するために、主査及び副査は、他の看護専門領域の教員も含めて選出する。研究科委員会は、審査のため必要と判断した場合、本研究科以外の学内の教員を審査委員とすることができることとする。</p> <p>⑩修士論文審査及び最終試験（2年次後期：1月下旬～2月下旬）  (略)</p>	<p>指導教員の指導・助言を受けながらデータの分析を行い、結果をまとめ修士論文を作成する。修士論文の作成のプロセスにおいては、「特別研究」を通して定期的に主指導教員及び副指導教員から指導・助言を行う。</p> <p>⑨修士論文提出及び主査・副査の決定（2年次1月上旬）  院生は、主指導教員及び副指導教員の確認を受け、指定された提出日までに修士論文を提出する。研究科委員会は、提出された修士論文について、主査1名、副査2名を選出し院生へ通知する。公平性及び透明性を担保するために、主査及び副査は、他の看護専門領域の教員も含めて選出する。研究科委員会は、審査のため必要と判断した場合、本研究科以外の学内の教員を審査委員とすることができることとする。</p> <p>⑩修士論文審査及び最終試験（2年次1月下旬～2月下旬）  (略)</p>
---	---



(新旧対照表) シラバス (授業計画) (14 ページ)

新	旧
(「成人看護学特論演習」：授業の進め方)	(「成人看護学特論演習」：授業の進め方)
第 1 回 第 2 回 第 3 回 第 4 回 第 5 回 第 6 回 第 7 回 第 8 回 第 9 回 第 10 回 第 11 回 第 12 回 第 13 回 第 14 回 第 15 回	第 1 回 第 2 回 第 3 回 第 4 回 第 5 回 第 6 回 第 7 回 第 8 回 第 9 回 第 10 回 第 11 回 第 12 回 第 13 回 第 14 回 第 15 回
成人領域に関する文献検討 (発表と討議)	成人領域に関する文献 検討
研究疑問に関する文献 検討・研究課題の明確化 (発表と討議)	研究疑問に関する文献 検討
第 16 回 第 17 回 第 18 回 第 19 回 第 20 回 第 21 回 第 22 回 第 23 回 第 24 回 第 25 回 第 26 回 第 27 回 第 28 回 第 29 回 第 30 回	第 16 回 第 17 回 第 18 回 第 19 回 第 20 回 第 21 回 第 22 回 第 23 回 第 24 回 第 25 回 第 26 回 第 27 回 第 28 回 第 29 回 第 30 回
研究課題に関わる演習 や実習	文献検討による研究課 題の明確化
研究課題に関する研究 方法の検討(発表と討議)	研究課題に関わる施設 の見学・研修および専門 家へのインタビュー
	研修のまとめ 研究課題の明確化

(新旧対照表) シラバス (授業計画) (17 ページ)

新	旧
(「精神看護学特論演習」：授業の進め方)	(「精神看護学特論演習」：授業の進め方)
第 1 回 第 2 回 第 3 回 第 4 回 第 5 回 第 6 回 第 7 回 第 8 回 第 9 回 第 10 回 第 11 回 第 12 回 第 13 回 第 14 回 第 15 回	第 1 回 暴力犯罪被害支援と看護の歴史と変遷 役割、二次受傷 第 2 回 性暴力の概要 ジェンダーの視点、性教育、対象の理解 第 3 回 子どもの性虐待の概要 第 4 回 性暴力とドメスティック・バイオレンス 第 5 回 暴力被害と解離性障害 第 6 回 被害者の反応と危機介入：心的外傷後ストレス障害 第 7 回 被害者の反応と危機介入：トラウマを抱えた思春期・子どものアプローチ 第 8 回 地域機関との連携 (SART チーム、MDT:多職種連携チームなど) 第 9 回 支援の実際 1 性暴力救援センターSARC 東京
精神看護及び保健の領域に関する課題について、文献クリティーク(発表と討議)	第 10 回 性暴力に関する被害の聴取と法医学的視点 第 11 回 性暴力に関する被害の聴取と法医学的視点：警察・検察・児童相談所の司法面接
精神看護及び保健の領域の研究の動向と各自の研究課題の明確化(発表と討議)	第 12 回 子どもの包括的フォレンジック身体検査と通告 第 13 回 子どもの包括的フォレンジック身体検査と通告
各自の研究課題に関連する演習や実習	第 14 回 身体的アセスメント 精神状態を考慮して、所見を明らかにする
各自の研究課題に応じた研究方法の選択と課題演習(発表と討議)	第 15 回 身体的アセスメント 身体的所見を特定・確認するための多様なアプローチ 第 16 回 法医学的写真撮影 身体的所見・証拠所見の正確かつ客観的な記録 演習 (45 分) 第 17 回 妊娠・性感染症の検査と予防 性暴力後の望まない妊娠のリスク 第 18 回 妊娠・性感染症の検査と予防 性感染症のリスク 第 19 回 法医学的証拠の採取 薬物を使用した性暴力 (drug-facilitated sexual assault : DFSA)
各自の研究課題に応じた研究方法の選択と課題演習(発表と討議)	第 20 回 法医学的証拠の採取と看護の役割 第 21 回 法医学関連書類の管理 専門的な法医学記録、保管・維持など文書に関する主要な原則 第 22 回 法的検討事項と訴訟手続き 同意、費用負担、秘密保持、など 第 23 回 法的検討事項と訴訟手続き
各自の研究課題に応じた研究方法の選択と課題演習(発表と討議)	第 24 回 支援の実際 2 性暴力救援センター日赤なごやなごみ
各自の研究課題に応じた研究方法の選択と課題演習(発表と討議)	第 25 回 NPO や民間団体との連携による支援の実際 第 26 回 帰宅/退院とフォローアップ計画 第 27 回 事例によるロールプレイ演習 第 28 回 事例によるロールプレイ演習 第 29 回 事例によるロールプレイ演習
各自の研究課題に応じた研究方法の選択と課題演習(発表と討議)	第 30 回 まとめ

(新旧対照表) シラバス (授業計画) (20 ページ)

新	旧
(「地域看護学特論演習」：授業の進め方)	(「地域看護学特論演習」：授業の進め方)
第 1 回 自身の関心領域に関する報告①	第 1 回 自身の関心領域に関する報告①
第 2 回 自身の関心領域に関する報告②	第 2 回 自身の関心領域に関する報告②
第 3 回 ケースマネジメントモデル	第 3 回 ケースマネジメントモデル
第 4 回 文献検討①	第 4 回 文献検討①
第 5 回 文献検討②	第 5 回 文献検討②
第 6 回 文献検討③	第 6 回 文献検討③
第 7 回 文献検討④	第 7 回 文献検討④
第 8 回 コミュニティマネジメントモデル	第 8 回 コミュニティマネジメントモデル
第 9 回 文献検討⑤	第 9 回 文献検討⑤
第 10 回 文献検討⑥	第 10 回 文献検討⑥
第 11 回 文献検討⑦	第 11 回 文献検討⑦
第 12 回 文献検討⑧	第 12 回 文献検討⑧
第 13 回 文献検討⑨	第 13 回 フィールドワーク計画①
第 14 回 研究課題の明確化①	第 14 回 フィールドワーク計画②
第 15 回 研究課題の明確化②	第 15 回 フィールドワーク①
第 16 回 フィールドワーク計画①	第 16 回 フィールドワーク②
第 17 回 フィールドワーク計画②	第 17 回 フィールドワーク③
第 18 回 フィールドワーク①	第 18 回 フィールドワーク④
第 19 回 フィールドワーク②	第 19 回 フィールドワーク報告①
第 20 回 フィールドワーク③	第 20 回 フィールドワーク報告②
第 21 回 フィールドワーク④	第 21 回 文献検討⑨
第 22 回 フィールドワーク⑤	第 22 回 文献検討⑩
第 23 回 フィールドワーク報告①	第 23 回 研究課題の明確化①
第 24 回 フィールドワーク報告②	第 24 回 研究課題の明確化②
第 25 回 研究計画書の作成①	第 25 回 研究計画書の作成①
第 26 回 研究計画書の作成②	第 26 回 研究計画書の作成②
第 27 回 研究計画書の作成③	第 27 回 研究計画書の作成③
第 28 回 研究計画書の作成④	第 28 回 研究計画書の作成④
第 29 回 研究計画書の発表①	第 29 回 研究計画書の発表①
第 30 回 研究計画書の発表②	第 30 回 研究計画書の発表②
地域看護研究のまとめ	地域看護研究のまとめ

(新旧対照表) シラバス (授業計画) (22 ページ)

新	旧
(「老年看護学実践論」：授業の進め方)	(「老年看護学実践論」：授業の進め方)
第 1 回 オリエンテーション	第 1 回 オリエンテーション
第 2 回 身体的な障がいをもつ高齢者に対する看護課題とその支援①	第 2 回 高齢者看護に関連した国内文献のクリティック：質的研究（発表と討議）
第 3 回 身体的な障がいをもつ高齢者に対する看護課題とその支援②	第 3 回 高齢者看護に関連した国内文献のクリティック：質的研究（発表と討議）
第 4 回 身体的な障がいをもつ高齢者に対する看護課題とその支援③	第 4 回 高齢者看護に関連した国内文献のクリティック：質的研究（発表と討議）
第 5 回 認知症のある高齢者に対する看護課題とその支援①	第 5 回 高齢者看護に関連した国内文献のクリティック：質的研究（発表と討議）
第 6 回 認知症のある高齢者に対する看護課題とその支援②	第 6 回 高齢者看護に関連した国内文献のクリティック：量的研究（発表と討議）
第 7 回 認知症のある高齢者に対する看護課題とその支援③	第 7 回 高齢者看護に関連した国内文献のクリティック：量的研究（発表と討議）
第 8 回 要介護状態にある高齢者を介護する家族に対する看護課題とその支援①	第 8 回 高齢者看護に関連した国内文献のクリティック：量的研究（発表と討議）
第 9 回 要介護状態にある高齢者を介護する家族に対する看護課題とその支援②	第 9 回 高齢者看護に関連した国内文献のクリティック：量的研究（発表と討議）
第 10 回 関心のあるテーマに関する海外文献のクリティック（発表と討議）	第 10 回 高齢者看護に関連した海外文献のクリティック（発表と討議）
第 11 回 関心のあるテーマに関する海外文献のクリティック（発表と討議）	第 11 回 高齢者看護に関連した海外文献のクリティック（発表と討議）
第 12 回 関心のあるテーマに関する海外文献のクリティック（発表と討議）	第 12 回 高齢者看護に関連した海外文献のクリティック（発表と討議）
第 13 回 関心のあるテーマに関する海外文献のクリティック（発表と討議）	第 13 回 高齢者看護に関連した海外文献のクリティック（発表と討議）
第 14 回 関心のあるテーマに関する海外文献のクリティック（発表と討議）	第 14 回 高齢者看護に関連した海外文献のクリティック（発表と討議）
第 15 回 関心のある高齢者看護に関する課題・問題とその支援方法についてのプレゼンテーション	第 15 回 関心のあるテーマに関する文献レビューの発表

(新旧対照表) シラバス (授業計画) (26 ページ)

新	旧
(「ウィメンズヘルス看護学特論演習」：授業の進め方)	(「ウィメンズヘルス看護学特論演習」：授業の進め方)
第 1 回 ガイダンス、研究論文の読み方	第 1 回 ガイダンス、研究論文の読み方
第 2 回	第 2 回
第 3 回	第 3 回
第 4 回	第 4 回
第 5 回	第 5 回
第 6 回	第 6 回
第 7 回	第 7 回
第 8 回	第 8 回
第 9 回	第 9 回
第 10 回	第 10 回
第 11 回	第 11 回
第 12 回 自らの研究疑問に関する文献検討	第 12 回
第 13 回 自らの研究疑問に関する文献検討	第 13 回
第 14 回 研究課題の明確化	第 14 回
第 15 回 研究課題の明確化	第 15 回
第 16 回 研究課題に関する文献検討	第 16 回
第 17 回 研究課題に関する文献検討	第 17 回
第 18 回	第 18 回
第 19 回	第 19 回
第 20 回	第 20 回
第 21 回	第 21 回
第 22 回	第 22 回
第 23 回	第 23 回
第 24 回	第 24 回
第 25 回	第 25 回
第 26 回	第 26 回
第 27 回	第 27 回
第 28 回	第 28 回
第 29 回	第 29 回
第 30 回 実践活動のふりかえり、まとめ	第 30 回
	実践活動のふりかえり、まとめ
	研究課題の明確化
	研究課題の明確化
	研究課題に関する実践活動の見学・研修
	研究課題に関する実践活動の見学・研修
	自らの研究疑問に関する文献第 13 回 検討
	重要な研究課題を中心に文献講読とディスカッション
	重要な研究課題を中心に文献講読とディスカッション
	ウィメンズヘルス領域に関する
	ウィメンズヘルス領域に関する
	ガイダンス、研究論文の読み方

(新旧対照表) 教育課程の概要 (1 ページ)

新	旧
(以下の科目の授業形態)	(以下の科目の授業形態)
「看護方法学特論演習」 演習	「看護方法学特論演習」 講義
「成人看護学特論演習」 演習	「成人看護学特論演習」 講義
「精神看護学特論演習」 演習	「精神看護学特論演習」 講義
「地域看護学特論演習」 演習	「地域看護学特論演習」 講義
「老年看護学特論演習」 演習	「老年看護学特論演習」 講義
「ウィメンズヘルス看護学特論演習」 演習	「ウィメンズヘルス看護学特論演習」 講義
「小児看護学特論演習」 演習	「小児看護学特論演習」 講義

(改善事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

8. <学修目標の適正性が不明確>

シラバスにおける「学習目標」について、例えば、「地域看護学特論」の「学習目標」として掲げている「1. 日本の保健医療福祉の動向について理解できる。」や「2. 地域看護の歴史の変遷を通して、地域看護を取り巻く保健医療福祉施策が理解できる。」など、大学院課程にふさわしい水準となっているか疑義があることから、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに照らして、学修目標の適正性について明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。

(対応)

シラバスにおける「学習目標」については、ご指摘の通り、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに照らして、学修目標の大学院課程の水準として適切ではない目標が掲げられている科目がありました。ご指摘をうけて、全科目についての見直しを行い、「成人看護学実践論」「成人看護学特論演習」「地域看護学特論」の3科目につきまして、当該箇所を本来の大学院科目としての目標となるように修正しました。

「成人看護学実践論」<学習目標>

1. 成人看護学領域に関わる最新の医療の動向について多角的にとらえ理解を深めることができる。
2. 適切な臨床判断に基づき、成人患者の状況に適した具体的な知識と技術について理解を深め、活用について説明できる。
3. 多職種チームの現状と課題を明確にし、成人看護領域における看護の役割を推考できる。

「成人看護学特論演習」<学習目標>

1. 成人看護学領域に関わる特徴的な研究と課題について理解を深め適切に説明できる。
2. 研究課題を明確にするために、国内外の文献検討が適切に実施できる。
3. 文献レビューにより研究課題を明確化し、研究方法に関する知識を深めることができる。
4. 研究課題に関連した演習や実習を通して、研究計画の推考につなげることができる。

「地域看護学特論」<学習目標>

1. 日本の保健医療福祉の動向、社会疫学データをふまえ現状と課題について理解し、考察できる。
2. 地域看護を取り巻く保健医療福祉施策について歴史の変遷をふまえ理解し、考察できる。
3. 地域看護で活用可能なさまざまな理論構造を理解し、深めることができる。
4. 日本におけるさまざまな健康課題・生活課題について、主要な理論をふまえ看護実践や研究への適用について検討することができる。

(新旧対照表) シラバス (授業計画) (13 ページ)

新	旧
<p>(「成人看護学実践論」：科目のねらい)</p> <p>&lt;学習目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成人看護学領域に関わる最新の医療の動向について多角的にとらえ理解を深めることができる。</li> <li>2. 適切な臨床判断に基づき、成人患者の状況に適した具体的な知識と技術について理解を深め、活用について説明できる。</li> <li>3. 多職種チームの現状と課題を明確にし、成人看護領域における看護の役割を推考できる。</li> </ol>	<p>(「成人看護学実践論」：科目のねらい)</p> <p>&lt;学習目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最新の医療の動向について理解することができる。</li> <li>2. 対象に合わせたヘルスアセスメントを修得できる。</li> <li>3. 文献を活用しながら成人に関わる看護実践についてプレゼンテーションができる。</li> <li>4. 対象に合わせた症状コントロールについて修得できる。</li> <li>5. 多職種チームの現状と課題について明確にできる。</li> </ol>

(新旧対照表) シラバス (授業計画) (14 ページ)

新	旧
<p>(「成人看護学特論演習」：科目のねらい)</p> <p>&lt;学習目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成人看護学領域に関わる特徴的な研究と課題について理解を深め適切に説明できる。</li> <li>2. 研究課題を明確にするために、国内外の文献検討が適切に実施できる。</li> <li>3. 文献レビューにより研究課題を明確化し、研究方法に関する知識を深めることができる。</li> <li>4. 研究課題に関連した演習や実習を通して、研究計画の推考につなげることができる。</li> </ol>	<p>(「成人看護学特論演習」：科目のねらい)</p> <p>&lt;学習目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適切な文献検索が実施できる</li> <li>2. 研究課題を明確にするために、国内外の文献検討が実施できる</li> <li>3. 文献レビューにより研究課題が明確化できる 研究課題に関連した施設見学や専門家へのインタビューが設定できる</li> </ol>

(新旧対照表) シラバス (授業計画) (18 ページ)

新	旧
<p data-bbox="212 244 655 277">〔「地域看護学特論」：科目のねらい〕</p> <p data-bbox="197 331 360 360">&lt;学習目標&gt;</p> <ol data-bbox="212 376 799 835" style="list-style-type: none"><li>1. 日本の保健医療福祉の動向、社会疫学データをふまえ現状と課題について理解し、考察できる。</li><li>2. 地域看護を取り巻く保健医療福祉施策について歴史的変遷をふまえ理解し、考察できる。</li><li>3. 地域看護で活用可能なさまざまな理論構造を理解し、深めることができる。</li><li>4. 日本におけるさまざまな健康課題・生活課題について、主要な理論をふまえ看護実践や研究への適用について検討することができる。</li></ol>	<p data-bbox="841 244 1284 277">〔「地域看護学特論」：科目のねらい〕</p> <p data-bbox="826 331 989 360">&lt;学習目標&gt;</p> <ol data-bbox="841 376 1428 703" style="list-style-type: none"><li>1. 日本の保健医療福祉の動向について理解できる。</li><li>2. 地域看護の歴史的変遷を通して、地域看護を取り巻く保健医療福祉施策が理解できる。</li><li>3. 地域看護で活用可能なさまざまな理論と研究への適用が理解できる。</li><li>4. 日本におけるさまざまな健康課題を通して、地域看護研究への理解を深める。</li></ol>



(改善事項) 看護学研究科看護学専攻 (M)

9. <履修しやすい時間割となっているか不明確>

時間割が夜間開講のみとなっているが、必ずしも社会人とは限らない学生にとって、履修しやすい時間割となっているか疑義があることから、教員の負担等にも配慮した無理のない時間割となっているかも含めて明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。

(対応)

時間割については、審査意見5をふまえ、全体的に見直しを行い、学生・教員それぞれにとって負担のないものに修正いたしました。具体的には、本研究科における開講時間帯を6限(17:40~19:10)、7限(19:20~20:50)としていましたが、時間割を見直し、3限(12:40~14:10)から6限(17:40~19:10)での開講とします。その際、3限、4限に開講する曜日は週2日に限定し、就業しながら学ぶ院生ができるだけ履修しやすい環境にします。また、各看護学領域の教員が担当する学部の科目と可能な限り同じ曜日に配置することで、学部教育の時間と、研究指導の時間を双方確保し、教員の負担軽減にも十分留意します。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (13 ページ)

新	旧
<p>6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>1) 教育方法</p> <p>(略)</p> <p>授業科目の配当年次は、特別研究以外の科目を1年次にすべて配置し、院生が効率よく集中的に履修できるようにした。なお、1年次の開講科目は2年次にも履修は可能である。本研究科を担当する教員は学部の教育も担っているため、それぞれの教育が円滑に行われるように時間割を配置した&lt;資料3&gt;。本研究科の科目は、各看護学領域の教員が担当する学部の科目と可能な限り同じ曜日に配置し、3時限から6時限に置いた。さらに、各看護学領域の教員が担当する臨地実習を鑑み、学部の臨地実習指導の時間と、特別研究における研究指導の時間を確保できるように配慮した。実習指導教育の質の低下を招かないために、担当する助教、実習教育講師への指導、日常的な打合せ等のFD活動には十分留意する。</p>	<p>6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>1) 教育方法</p> <p>(略)</p> <p>授業科目の配当年次は、特別研究以外の科目を1年次にすべて配置し、院生が効率よく集中的に履修できるようにした。なお、1年次の開講科目は2年次にも履修は可能である。本研究科を担当する教員は学部の教育も担っているため、それぞれの教育が円滑に行われるように時間割を配置した&lt;資料3&gt;。本研究科の科目は、学部を構成する科目と区別し6時限及び7時限に置いた。時間割の構成は、各看護学領域の教員が担当する学部の科目と可能な限り同じ曜日に配置することで、学部の臨地実習指導の時間と、特別研究における研究指導の時間を確保できるように配慮する。実習指導教育の質の低下を招かないために、担当する助教、実習教育講師への指導、日常的な打合せ等のFD活動には十分留意する。</p>